

職員の給与に関する報告

令和2年11月

千葉市人事委員会

(写)

2千人委第491号

令和2年11月26日

千葉市議会議長 岩井雅夫様
千葉市長熊谷俊人様

千葉市人事委員会

委員長 酒井正利

職員の給与に関する報告について

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与等について別紙のとおり報告します。

目 次

別紙 報告	1
1 職員の給与等	2
2 民間給与の調査	4
3 職員の給与と民間給与との比較	7
4 国家公務員等との給与比較	9
5 物価及び生計費	9
6 人事院の報告の概要	10
むすび	11
1 紙与の改定	11
2 人事・給与制度及びその他の勤務条件	11
3 公務員としての規律の保持	19
4 紙与勧告制度の意義・役割	20
<参考>給与決定に関する諸原則	22
参考資料	
1 職員給与関係資料	23
2 民間給与関係資料	71
3 労働経済関係資料	90
<参考>給与勧告の流れ	92
<参考>職員給与と民間給与の比較方法（ラスパイレス方式）	93

報 告

人事委員会による給与勧告制度は、職員が労働基本権を制約されていることの代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものである。

本委員会は、職員の人事・給与の専門的機関として、公民給与の精密な比較を行い、本市職員の給与水準を市内民間事業所の従業員の給与水準と均衡させること（民間準拠）を基本とし、必要に応じて国等との均衡も考慮して、市議会及び市長に対して、報告及び勧告を行っている。

民間準拠を基本とする理由は、

- ① 職員の給与は、民間事業所の従業員の給与と異なり、市場原理による決定が困難であること
- ② 職員も勤労者であり、社会一般の情勢に適応した適正な給与の確保が必要であること
- ③ 職員の給与は市民の負担で賄われていること

などから、労使交渉等によってその時々の経済・雇用情勢等を反映して決定される市内民間事業所の従業員の給与に職員の給与を合わせていくことが最も合理的であり、広く市民及び職員の理解と納得を得られる方法であると考えるからである。

〔給与勧告の流れ（92頁）参照〕

以上の観点から、本委員会は、職員の給与等の実態及び市内民間事業所の従業員の給与その他職員の給与を決定する諸条件について調査研究を行ってきた。

本年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況等を考慮し、「職種別民間給与実態調査」において、特別給等に関する調査を先行して実施し、その調査結果に基づき、本年10月30日、職員の期末手当及び勤勉手当等について報告及び勧告を行った。

その際、月例給等については、別途、調査結果に基づき速やかに必要な報告及び勧告を行う旨の報告をしたところ、今般、月例給等に関する調査が完了し、調査結果を取りまとめたことから、本報告を行うものである。

1 職員の給与等

本委員会は、本年4月1日を調査期日として「令和2年千葉市職員給与等実態調査」を実施した。

その結果は、次のとおりである。

本市職員（技能労務職員及び企業職員を除く。以下同じ。）は、「千葉市職員の給与に関する条例」により、従事する職務の種類に応じ、行政職、教育職、医療職及び特定任期付職員の4種類6給料表の適用を受けているが、当該調査によると、上記給料表の適用を受ける職員は、9,317人であり、平均給与月額等は以下のとおりである。

平均 給 与 月 額	給 料	324,480円
	扶 養 手 当	6,924円
	管 理 職 手 当	8,864円
	地 域 手 当	51,044円
	住 居 手 当	6,804円
	そ の 他	116円
	計	398,232円

男女別構成比 学歴別構成比	平 均 年 齢	39.4歳
	平 均 経 験 年 数	17.1年
	平 均 扶 養 親 族 数	0.7人
	男 性	56.0%
	女 性	44.0%
	大 学 卒	75.3%
	短 大 卒	14.3%
高 校 卒	10.4%	
中 学 卒	0.0%	

- (注) 1 給料には、給料の調整額、教職調整額及び切替えに伴う差額を含む。
2 その他は、初任給調整手当及び単身赴任手当（基礎額）である。
3 平均経験年数には、特定任期付職員は含まれていない。
4 再任用職員は含まれていない。
5 男女別構成比、学歴別構成比は、小数点以下第二位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

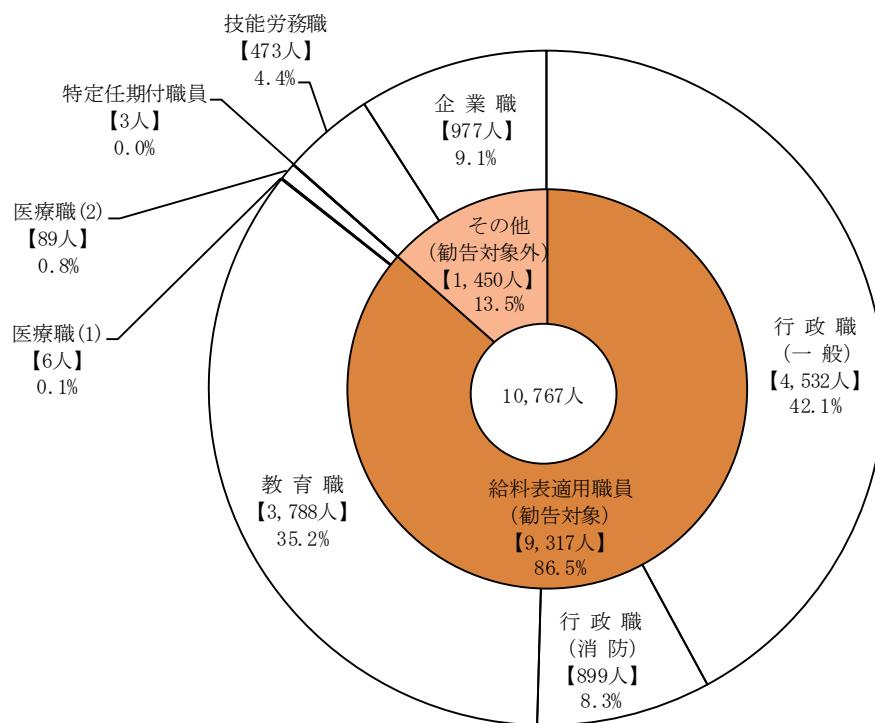
[参考資料第1表(24頁)参照]

(参考) 職員の手当制度の概要

手当の名称	制度の内容
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者 行政職6級以下は6,500円、行政職7級は3,500円、行政職8級は0円 子 1人10,000円 父母等 行政職6級以下は1人6,500円、行政職7級は1人3,500円、行政職8級は0円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円を加算
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> 職制上の段階、職務の級等に応じて 45,700円～146,400円
地域手当	<ul style="list-style-type: none"> 給料、扶養手当及び管理職手当の合計額の15%（医師は16%）を支給
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> 借家のみ家賃の額に応じて27,000円を限度に支給
初任給調整手当	<ul style="list-style-type: none"> 医師に対して一定期間48,100円～217,500円を支給
単身赴任手当	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者等の住居から新たな勤務先までの距離が60km以上の場合 30,000円（基礎額） 移転後の住居から配偶者等の住居までの距離に応じて8,000円～70,000円を加算

(注) 各手当の平均支給額は、参考資料「1 職員給与関係資料」に掲載している。

(参考) 給料表別職員数割合（再任用職員を除く。）



<勧告対象職員について>

本委員会の給与勧告の対象は、行政職給料表、教育職給料表、医療職給料表(1)、医療職給料表(2)、医療職給料表(3)及び特定任期付職員給料表の適用を受ける職員である。

また、技能労務職員及び企業職員については、団体協約締結権を有することから、労働基本権制約の代償措置である給与勧告の対象外となっているが、職員給与等実態調査の対象としており、その結果は「1 職員給与関係資料」に参考として掲載している。

2 民間給与の調査

本委員会は、本市職員の給与と民間給与との精密な比較を行うため、人事院、千葉県人事委員会等と共同で、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の市内の民間事業所408事業所（調査対象事業所）のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した103事業所について「令和2年職種別民間給与実態調査」を実施し、月例給等に関する調査では、88事業所において調査を完了した（調査完了率は85.4%）。

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

この調査では、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係22職種3,509人について、本年4月分として支払われた給与月額等を調査し、併せて、教育関係、研究関係等32職種162人についても同様の調査を行った（調査実人員計3,671人）。

また、手当の支給状況や給与改定の状況等について、本年も引き続き調査を行った。

〈層化無作為抽出法について〉

調査対象事業所を組織（本店・支店の別）、企業規模、産業によりグループ化（層化）し、各グループの中から標本を無作為に抽出する方法である。

その結果は、次のとおりである。

（1）職種別給与

民間における本年4月の事務・技術関係職種等の平均給与月額は、参考資料第10表（75頁）のとおりである。

（2）初任給

民間における新規学卒者の本年4月の初任給は、第1表のとおりであり、事務・技術関係職種にあっては、大学卒210,414円、短大卒188,332円、高校卒173,212円である。

第1表 職種別、学歴別初任給

職種	学歴	初任給
新卒事務員・技術者計	大学卒	210,414円
	短大卒	188,332円
	高校卒	173,212円
	大学卒	208,881円
	短大卒	186,166円
	高校卒	172,265円
	大学卒	213,598円
	短大卒	191,367円
	高校卒	174,805円

(注) 金額は、きまつて支給する給与から時間外手当、扶養(家族)手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

<参考>

本市職員の初任給 (行政(一般))	大学卒	206,885円
	短大卒	184,805円
	高校卒	169,280円

(注) 金額は、給料と地域手当の合計額である。

(3) 扶養(家族)手当

民間における扶養(家族)手当の支給状況は、第2表のとおりであり、配偶者にあっては月額12,643円、配偶者と子2人にあっては月額24,012円である。

第2表 民間における扶養(家族)手当の支給状況

支給の有無	事業所割合	
家族手当制度がある	69.7%	
配偶者に家族手当を支給する	75.9%	
家族手当制度がない	30.3%	
扶養家族の構成	支給月額	<参考>本市職員の扶養手当
配偶者	12,643円	6,500円
配偶者と子1人	18,387円(5,744円)	16,500円(10,000円)
配偶者と子2人	24,012円(5,625円)	26,500円(10,000円)

(注) 1 「配偶者に家族手当を支給する」の欄は、「家族手当制度がある」事業所を100とした事業所の割合である。

2 ()内の金額は、子が1人増えることにより増加する手当の額である。

3 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

備考 本市職員の場合、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

(4) 給与改定等の状況

民間における給与改定の状況は、第3表のとおりであり、一般の従業員（係員）でみると、ベースアップを実施した事業所の割合は23.2%（昨年37.0%）と昨年に比べて減少している。

また、民間における定期昇給の実施状況は、第4表のとおりであり、一般の従業員（係員）でみると、定期昇給を実施した事業所の割合は88.4%（昨年94.1%）と昨年に比べて減少している。昇給額については、昨年に比べて増額となっている事業所の割合が19.3%（同11.2%）と増加しており、また、昨年に比べて減額となっている事業所の割合は6.7%（同8.9%）と減少している。

第3表 民間ににおける給与改定の状況

(単位：%)

項目 役職段階	ベースアップ 実 施	ベースアップ 中 止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
係 員	23.2	25.2	0.0	51.5
課 長 級	19.9	22.1	0.0	58.0

(注) 給与改定の内容は、事業所単位で集計した。

第4表 民間ににおける定期昇給の実施状況

(単位：%)

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給実施				定期昇給 制度なし	
		増 額	減 額	変 化 な し	定期昇給 制度なし		
係 員	91.5	88.4	19.3	6.7	62.4	3.1	8.5
課 長 級	77.1	74.1	13.0	5.9	55.2	3.0	22.9

(注) 1 定期昇給の実施状況は、事業所単位で集計した。

2 ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

3 「定期昇給実施」の欄は、昨年の定期昇給額（率）に比べて、本年の定期昇給額（率）が増額したか、減額したか、変化がないかを示している。

(5) 初任給の改定状況等

民間における初任給の改定状況等は、第5表のとおりであり、新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で33.7%（昨年38.4%）、高校卒で7.5%（同16.2%）となっている。また、新規学卒者の採用を行った事業所のうち、初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で54.0%（同41.5%）と増加し、高校卒では25.4%（同37.0%）と減少している。

第5表 民間における初任給の改定状況等

（単位：%）

項目 学歴	新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
		増額	据置き	減額	
大学卒	33.7	(54.0)	(46.0)	(0.0)	66.3
高校卒	7.5	(25.4)	(74.6)	(0.0)	92.5

(注) 1 () 内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした事業所の割合である。

2 「初任給の改定状況」の欄は、昨年の初任給額に比べて、本年の初任給額を増額したか、据置きしたか、減額したかを示している。

3 職員の給与と民間給与との比較

(1) 比較の方法

本委員会は、上記の「令和2年千葉市職員給与等実態調査」及び「令和2年職種別民間給与実態調査」により、本市職員及び民間従業員の本年4月分の給与額を精確に把握した。

その上で、本市職員にあっては事務・技術関係職種、民間従業員にあってはこれに相当する職種の者について、給与決定に重要な影響を与える要素である責任の度合（役職）、学歴、年齢を同じくする者をグループ化してそれぞれ平均給与額を算出し、その結果を本市職員の人員構成で加重平均することによって全体としての公民の給与較差を算出する、いわゆるラスパイレス方式により較差を算出した。この際の、本市職員と民間従業員の役職の対応関係は、第6表のとおりである。

この方式は、一般的と考えられる給与決定要素（責任の度合（役職）、学歴、年齢）の条件を合致させて同種・同等の者同士の給与を比較するものであり、条件の違いを一切考慮しない単純平均で比較する場合に比べて、より実態に則した比較をすることができることから、人事院や本委員会以外の人事委員会においても広く採用されており、公務員と民間の給与比較の方法として定着しているところである。

〔職員給与と民間給与の比較方法（ラスパイレス方式）（93頁）参照〕

第6表 本市職員の給与と民間給与の比較における対応関係

行政職給料表		企業規模500人以上の事業所	企業規模100人以上500人未満の事業所	企業規模100人未満の事業所
8級	局長	支店長 工場長		
8級 7級	局長以外 部長、区長	部長		
7級	参事 技監	部次長	支店長、工場長 部長	
6級	課長	課長	部次長	支店長、工場長 部長、部次長
5級	課長補佐	課長代理	課長	課長
4級	主査	係長	課長代理	課長代理
3級	主任主事 主任技師	主任	係長	係長
2級 1級	主事 技師	係員	主任 係員	主任 係員

(2) 比較の結果

上記の方式により、本市職員と民間従業員の給与額を精密に比較した結果、第7表に示すとおり、本市職員の給与が、民間給与を0.02%（87円）上回っていることが明らかとなった。

第7表 本市職員の給与と民間給与との較差

(職員の平均年齢 40.5歳、平均経験年数 18.2年)

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較差 $\frac{(A)-(B)}{(B)} \times 100$ ((A)-(B))
397,217円	397,304円	△0.02% (△87円)

(注) 1 本市職員にあっては事務・技術関係職種（保育士等を除く。）、民間従業員にあってはこれに相当する職種の者である。

2 民間、本市職員ともに本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

3 民間給与は、きまって支給する給与から時間外手当及び通勤手当を除いたものである。

きまって支給する給与 … 基本給、家族手当、地域手当、通勤手当、住宅手当、役付手当、時間外手当等名称のいかんを問わず毎月支給されるすべての給与

時間外手当 … 超過勤務手当、夜勤手当、休日手当、宿日直手当、裁量手当、特殊作業手当（実績に応じて支給されるものに限る。）等

4 職員給与は、給料、扶養手当、管理職手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当（基礎額）の合計額である。

<「事務・技術関係職種」について>

民間給与との比較における「事務・技術関係職種」とは、本市の行政職給料表適用職員のうち、消防職員、専門的職種の職員及び新規学卒の職員を除いた職員（下図の網掛け部分が該当）である。

これは、本報告の参考資料第1表（24頁）の行政職（一般）とは範囲が異なり、また、第7表（8頁）の職員給与（B）は、民間従業員と給与決定要素（責任の度合（役職）、学歴、年齢）の条件が合致した職員のみの平均であるため、参考資料第1表の平均給与月額と第7表の職員給与（B）は一致しない。

行政職給料表適用職員		
行政（消防）	行政（一般）	
消防職員	専門的職種 保育士 看護師 栄養士 保健師 介護福祉士 ⋮ ⋮	事務・技術関係職種
		新規学卒者

4 国家公務員等との給与比較

総務省の平成31年地方公務員給与実態調査によると、平成31年4月における国の行政職俸給表（一）の適用職員とこれに相当する本市職員の学歴別・経験年数別の俸給（給料）月額を、職員構成が国家公務員と同一であるものとして算出したラスパイレス指数は101.3（指定都市平均99.9）であった。

5 物価及び生計費

総務省統計局による本年4月の消費者物価指数は、昨年4月に比べ全国では0.1%上昇し、千葉市においては前年同月と同水準となっている。

また、同局の家計調査における本年4月の千葉市における二人以上の世帯の消費支出は、1世帯当たり290,811円（世帯人員3.11人、世帯主の年齢59.9歳）となっている。 [参考資料第11表（90頁）参照]

6 人事院の報告の概要

人事院は、本年10月28日、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律等の規定に基づき、職員の給与（月例給）について報告を行った。

その概要は、次のとおりである。

【給与に関する報告】

1 民間給与との比較

約12,000民間事業所の約43万人の個人別給与を実地調査（完了率80.2%）

公務と民間の4月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

○民間給与との較差 △164円 △0.04%

[行政職(一)…現行給与408,868円 平均年齢43.2歳]

2 改定方針

民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定を行わない。

(参考) ボーナスの改定（令和2年10月7日勧告）

民間の支給割合（4.46月）との均衡を図るため引下げ 4.50月分→4.45月分

民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

む　す　び

1 給与の改定

本市職員の給与改定に関する基本的な諸条件は、以上報告したとおりである。

本年においては、本市の行政職給料表適用職員（消防職員等を除く。）の給与が、民間事業所従業員の給与を若干上回ることとなったが、較差が87円（0.02%）と極めて小さく、給料表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定を行わないことが適當である。

また、行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を考慮し、改定を行わないことが適當である。

2 人事・給与制度及びその他の勤務条件

（1）人材の確保及び育成

ア 人材の確保

本市の採用試験における申込者数は、近年、民間企業における高い採用意欲などを受けて減少傾向にあったが、本年度は、一部の試験区分において受験年齢の上限を引き上げるなどの見直しを行った結果、上昇に転じた。

一方で、少子化に伴う若年労働力人口の減少により、民間企業、国、地方公共団体の間における人材獲得競争が依然として過熱している。

このような状況において、本市の将来を担う人材の確保は極めて重要な課題であり、本委員会としては、有為・有能な人材を確保するため、引き続き、次の二点に施策の方向性を置き取り組むこととする。

一点目は、多様で有為な受験者を、より多く確保することである。本年度の採用試験では、上級事務（行政B）において、受験年齢の上限の引上げを行うとともに、教養試験を民間企業志望者でも受けやすい基礎的な試験に変更し、また、中級保育士において、教養試験を廃止するなど、受験者の対象を広げるとともに、受験者の負担を減らす見直しを行うことにより、受験者の確保を図った。

また、募集活動においては、新型コロナウイルス感染症の影響によって大学等における集合型の就職説明会が相次いで中止になる中で、オンラインによる就職説明会への参加や採用試験に関する情報を紹介する動画をホームページで公開するなどの対応をとった。

今後も、就職情報サイトやSNSなどを活用し、その時々の社会情勢に応じた広報活動を行い、受験者の確保に努める。

二点目は、求める人材を確保できるよう、試験制度の見直しを重ねていくことである。

今後も、受験者の能力を適正に評価でき、かつ、求める人材を確保できる試験内容になっているか、任命権者と連携して成果の検証を行いながら、試験制度の見直しについて検討を進めていく。

イ 人材の育成

組織にとって、「人材」は最も重要な経営資源の一つである。社会環境の変化に伴い、ますます多様化、複雑化する行政課題に対し、的確に対応できる人材を育成するためには、職員一人ひとりが自身のキャリアを見据え、その能力を最大限活用できるよう、組織的な取組を継続していく必要がある。

本市の人材育成については、「第3次千葉市人材育成・活用アクションプラン」に基づき、人事施策、職員研修、組織風土、健康管理の各分野において、様々な取組が進められているところである。

人事施策においては、地方公務員法においても人事評価を任用、給与、分限、その他人事管理の基礎として活用するとされていることから、引き続き人事考課制度等を活用し、能力・実績に基づく人事管理の推進を図られたい。人事考課制度は、職員の能力や実績を評価し、その結果を人材育成につなげるという重要な役割を担うものである。考課者への研修の充実等により、制度への公平性、透明性、納得性の確保に努め、考課結果の信頼性を高めるとともに、より的確に能力・実績を任用・給与に反映できる制度となるよう改善に取り組んでいく必要がある。

職員研修については、OJTとOff-JTを適切に組み合わせていくことが大切である。特にOJTは、日常の業務を通じた能力開発という基本的かつ重要な研修となる。すべての職員が、それぞれの職位に応じた役割を果たすとともに、OJTを通じて職務のノウハウの継承等を行うことで、部下、後輩の育成を図っていくことが望まれる。

また、全国的な傾向として、若手・中堅職の昇任意欲が低くなってしまっており、本市においても、職員意識調査の結果から主任級職員の昇任意欲が低い状況にあることが窺える。管理監督者においては、職員一人ひとりが自身のキャリアを見据え、自主的・自律的に能力を高められるよう、職員との面談等を通じて、育成に関する方向性に

ついてしっかりと話し合うなど、引き続き職員のキャリア形成支援に取り組まれたい。

ウ 女性職員の活躍推進

組織の活力維持のためには、各職員が置かれた状況に応じて、その力を発揮していくことが重要である。とりわけ、女性職員が妊娠・出産等のライフイベントに左右されることなく、キャリア形成を図り、その能力を十分に発揮し活躍できる職場環境の整備は、活力ある組織づくりに不可欠な条件といえる。

本市においては、平成28年3月に「千葉市女性職員活躍推進プラン」を策定し、女性職員のキャリア形成支援として、女性職員向けの研修の充実や、部分休業等の取得者について、育児、家庭状況に配慮しながら、積極的にポスト職に登用するなど、様々な取組を行ってきた結果、管理職員（課長補佐級以上）に占める女性職員の比率については、平成31年4月に21.1%（教職員を除く）となり、令和2年度の数値目標を1年前倒しで達成したところである。

また、上記プランの効果検証及び現状分析を踏まえ、令和2年4月～令和7年3月を計画期間とする「第2期千葉市女性職員活躍推進プラン」が策定された。同プランでは、管理職員に占める女性の比率を令和7年度までに30%に引き上げることや、主任級女性職員の主査昇格への積極意向割合を令和6年度までに50%とすることなどを目標に定め、新たに女性管理監督職による相談役の設置や、男性職員対象の女性活躍推進研修などの取組が示されている。本委員会としても、引き続き採用説明会において、女性職員から見た市の仕事や職場の紹介、仕事と家庭生活の両立支援やキャリア形成支援についての説明を行うなど、より多くの女性に採用試験を受けてもらえるよう取組を進めていく。

今後も、同プランに定められた取組項目を着実に実施していくことで、性別や家庭状況等にかかわらず、全ての職員が活躍できる組織づくりが図られることを期待する。

エ 障害者の活躍推進

障害のある人が自らの適性に応じ、自身の有する能力を最大限に発揮し活躍できる社会の実現に向け、地方公共団体においては、積極的に障害者の雇用に努めることはもとより、障害者が意欲をもって働き続けることができるよう、職務環境の整備等を推進していく

ことが必要である。

そのような中、令和元年6月に「障害者の雇用の促進等に関する法律」が改正され、地方公共団体に対しては、率先して障害者を雇用する責務が明示されるとともに、「障害者である職員の職業生活における活躍推進に関する取組に関する計画」の作成が義務付けられたことを受け、本市においては、令和2年4月～令和7年3月を計画期間とする「千葉市障害者活躍推進プラン」が策定されたところである。

同プランでは、法定雇用率以上の採用に加え、全ての任命権者において障害のある職員の採用・配置に努めることや、離職者を極力生じさせないようにすること、能力や経験に応じた管理職への登用を目標に定め、障害のある職員が安心して業務に取り組めるよう、従事可能な業務の選定・創出及び集約や相談しやすい体制の整備など、様々な取組を行っていくこととしている。これらの取組が着実に実行されることで、同プランに掲げられる「障害の有無に関わらず全ての職員が互いに尊重し、活躍できる組織」が実現されることを期待する。

また、障害者の採用にあたっては、職域や職種、採用後に従事することとなる業務内容等を踏まえ、適切な選考を行う必要があることから、本委員会としても、採用試験の在り方について、任命権者と連携を図りながら、障害特性に配慮した選考の実施など、必要に応じて適切な対応が講じられるよう検討していく。

(2) 千葉市職員の働き方改革

ア 時間外勤務の縮減

長時間労働のは正は、職員の健康の保持、公務能率の向上、ワーク・ライフ・バランスの推進、人材の確保といった観点からも重要な課題である。

本市においては、昨年10月から、時間外勤務の上限時間等について、原則月45時間、年360時間、他律的業務の比重が高い部署においては、月100時間未満、年720時間とすることなどを新たに規則で定めたところである。

本市の令和元年度の時間外勤務の状況については、「月平均1人当たりの時間外勤務時間数」は、15.2時間と昨年度より増加し、年360時間を超えて時間外勤務を行った職員も相当数存在しており、年720時間を超えた職員も確認されている。また、月100時間以上時間外勤

務を行った職員も200人程度（延べ人数）存在するなど、昨年の台風・大雨による被害や年初からの新型コロナウイルス感染症への対応等、特殊な要因が重なったものの、長時間労働が散見される状況である。

各任命権者においては、時間外勤務の縮減に向けた取組を継続しているところであるが、長時間の時間外勤務が常態化している部署も見られる。そのような職場においては、個々の業務の合理化・効率化だけでは時間外勤務の削減に限界があることから、各所属長が先頭に立ってマネジメントを発揮し、組織として業務量の削減に努める必要がある。

なお、本年度、他律的業務の比重が高い部署として指定されている職員の割合が79.4%となっているが、各任命権者においては、他律的業務職場の指定にあたっては、改めてそれぞれの部署の業務の状況等を把握したうえで、必要最小限の範囲での適切な指定を行われたい。また、特例業務の認定にあたっては、職員の健康確保等に最大限の配慮を行い、特例業務として安易に時間外勤務を命ずることを避けることはもちろん、事後的に当該時間外勤務にかかる要因の整理、分析及び検証を確実に実施されたい。

長時間労働のは正のためには、職員の労働時間を適正に把握し管理することが不可欠である。労働時間の適正な把握については、昨年4月より、出退勤時刻の記録により客観的な把握が行われているところであるが、長時間労働の防止、不払い残業防止の観点からも、各所属において、出退勤時刻の記録と時間外勤務の実績との乖離状況等を適切に把握する必要がある。そのうえで、管理監督者においては、業務の進捗状況の管理、業務の合理化、業務量の削減に努めるとともに、特定の職員に業務が偏ることがないように適切なマネジメントに努められたい。

なお、時間外勤務手当の支給されない管理職員についても、長時間労働による公務能率の低下や健康被害等については当然に起こりうることから、同様に勤務時間の客観的な把握・管理を行い、長時間勤務が常態化しないよう留意されたい。

本委員会としても、労働基準監督機関としての権限に基づき、昨年度から事業場調査を実施しているところであり、当該調査等を通じて、各事業所における状況を把握するとともに、必要に応じて指導・助言等を行うことで、長時間労働のは正に向けて引き続き取り組んでまいりたい。

イ 教員の長時間勤務の解消

学校現場が抱える課題が多様化、複雑化し、教員に求められる役割が拡大する中、いわゆる「超勤4項目」以外の業務について、教員の長時間勤務が常態化しており、教員の多忙化解消は喫緊の課題となっている。

昨年度、本委員会が行った事業場調査においても、出退勤記録から見込まれる時間外在校等時間（在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間）の実績などから、多くの教員が長時間勤務を行っている現状が改めて確認されたところである。

質の高い教育活動を行うためには、教員が児童・生徒としっかりと向き合える時間を確保することに加え、教員が心身ともに健康であることが不可欠である。また、教員の長時間勤務が教員志願者減少の一因とも言われており、学校における働き方改革を進め、教員を取り巻く勤務環境を向上させることは、人材確保の観点からも急務である。

そのような中、昨年12月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」が改正され、本市教育委員会においても、本年4月から、時間外在校等時間の上限について、原則月45時間、年360時間とし、児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合には、月100時間未満、年720時間とするなどを新たに規則で定めたところである。

教育委員会においては、教員の時間外在校等時間が上限の範囲内となるよう業務量の適切な管理に努めるとともに、「千葉市教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講すべき措置に関する方針」及び「学校における働き方改革プラン」に基づき、教員の長時間勤務是正に資する、より実効性のある取組を期待する。

なお、令和3年4月より、各地方公共団体の判断により、休日のまとめ取りのための1年単位の変形労働時間制の導入が可能となるが、導入にあたっては、学期中、長期休業期間中の業務量が確実に削減され、時間外在校等時間の上限が遵守されていることなどが前提となることから、今後の学校現場の勤務実態等を踏まえ、慎重に検討していく必要がある。

ウ 仕事と家庭の両立支援

全ての職員が、やりがいや充実感を感じながら、安心して職務に専念できる一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発

等にかかる個人の時間を持ち、健康で豊かな生活を送れるよう、仕事と家庭の両立支援に取り組むことが求められている。

本市では、次世代育成支援対策推進法に基づく「千葉市職員の子育て支援計画」を策定し、職員の仕事と家庭の両立支援に取り組んできた結果、令和元年度には、本市の男性職員の育児休業取得率が92.3%となるなど、組織として子育てを支援するという雰囲気が着実に醸成されてきている。

また、子育て以外にも、介護など家庭生活で様々な事情を抱える職員への支援・協力も不可欠であるとの認識のもと、本年4月には、『多様性を受け入れる職場環境づくり』を目標とした「第4期千葉市職員の子育て支援計画」が策定されたところである。

本計画に基づき、早出・遅出が可能となるよう勤務パターンの選択肢を拡充するとともに、時間外勤務時の画一的な休憩時間の付与を廃止するなど、職員が柔軟に働くことのできる職場環境の整備が進められているところである。任命権者においては、各職場、各職員の実情に応じたより柔軟な働き方が可能となるよう、多様な制度の整備についても引き続き検討されたい。また、管理監督者においては、各職場においてこれらの制度が活用しやすい職場環境となるよう努められたい。

また、民間労働法制においては、年10日以上の年次有給休暇（以下、「年休」という。）が付与される労働者に対し、年5日以上の年休を取得させることが義務化されている。本市における令和元年度の年休の取得状況については、1人当たりの平均取得日数は14.5日となっているものの、1日又は半日単位での取得日数が5日未満の職員も一定数見受けられる状況である。仕事と家庭の両立支援及び職員の心身の健康保持の観点からも、年休の取得は効果的であることから、管理監督者においては、計画的な業務の遂行や職場内における協力体制の構築等により、職員が年休を取得しやすい職場環境を整備するとともに、年休の取得が進まない職員に対して積極的に働きかけを行うなど、適切なマネジメントを行われたい。

エ 多様で柔軟な働き方の推進

近年、民間企業はもとより、国や地方公共団体においても、フレックスタイム制やテレワークなど、多様な働き方を試行・導入する動きがみられていたが、今般の新型コロナウイルス感染症への対応に係る勤務体制の確保のため、官民を問わず全国的に、テレワーク

や在宅勤務の実施、サテライトオフィスの設置など、働く時間や場所に縛られない柔軟な働き方が急速に浸透してきている。

本市においても、本年4月以降、新型コロナウイルスへの感染防止対策のため、多くの職員が在宅勤務を行ったところであるが、在宅勤務等の実施にあたっては、通勤時間が削減され、仕事と家庭の両立がしやすくなるなどの効果が期待できる一方で、作業環境の確保や情報セキュリティ上の問題、コミュニケーションの希薄化、業務効率の低下など、業務遂行上の課題に加え、長時間勤務につながりやすいなどの労務管理上の課題なども懸念されている。任命権者においては、市民サービスへの影響や適切な公務運営の確保などに配慮しつつ、危機管理体制の確立の観点からも、ＩＣＴのさらなる活用や新たな制度の導入など、在宅勤務等に係る一層の環境整備を図り、時間や場所に縛られない柔軟な働き方を推進する取組を加速させていく必要がある。

(3) メンタルヘルス対策

職員が心身の健康を保持し、職務に従事することは、質の高い行政サービスの提供や公務能率の向上、組織活力の維持に必要不可欠なものであり、職員がその能力を十分に発揮して職務に専念できる職場環境を整えることは、任命権者の重要な責務である。

近年、公民を問わず、業務上の理由に起因したメンタルヘルス不調による休職者の増加が大きな問題となっている。本市においても、病気休暇取得者及び休職者のうち、メンタルヘルス不調を理由としている職員の割合は増加傾向となっており、昨年度の職員ストレスチェックにおける総合健康リスクは、本市全体では、全国平均の100を下回っているものの、職場単位でみると全国平均を大きく上回る所属もある状況である。

メンタルヘルスの不調については、一度発症すると、回復までに長期間を要する傾向があり、職務への影響のみならず、職員の日常生活にも多大な影響を与えるものであり、未然の防止、初期対応が重要となる。

本市においては、管理監督者に対する啓発や研修の実施、相談体制の整備など、メンタルヘルス対策に取り組んでいるが、昨年10月には「千葉市職員のためのこころの健康づくり計画」が新たに策定され、さらなる取組の充実が図られたところである。本計画が着実に実行されることで、メンタルヘルス不調による病気休暇取得者及び休職者が

減少することを期待する。

また、管理監督者においては、日ごろから職員との積極的なコミュニケーションを心掛け、部下のストレス状況等を把握するとともに、長時間の時間外勤務、過重な心理的負担などにより、特定の職員にストレスや疲労が蓄積しないよう適切な業務管理を行うなど、所属職員の心の健康保持に努められたい。

(4) ハラスメントの防止

ハラスメントは、当該言動を受けた職員の人格や尊厳を傷つけ、職員の心身の健康を害するのみならず、職場環境を悪化させ、組織のパフォーマンスを低下させるものである。

本市においては、各種ハラスメントの防止に関する手引きを作成するなど、その防止に取り組んできたところであるが、職場でのパワー・ハラスメント防止策を企業に義務付ける改正労働施策総合推進法が本年6月に施行されたことを踏まえ、新たに「職場におけるパワー・ハラスメントの防止等に関する要綱」及び「パワー・ハラスメントを防止しパワー・ハラスメントに関する問題を解決するために職員が認識すべき事項についての指針」を策定するとともに、「懲戒処分の指針」を改正し、パワー・ハラスメントに関する標準例が追記された。

任命権者においては、ハラスメント防止に関する社会的な機運の高まりをとらえ、引き続きパワー・ハラスメントをはじめとする各種ハラスメントの防止のため、研修等を通じて、職員の意識の啓発及び知識の向上を図られたい。

職員一人ひとりにおいては、「ハラスメントを行ってはならない」という責務を強く自覚し、より良い職場環境の実現に努められたい。

なお、職場でのハラスメントについては、所属の上司や人事当局に相談しにくい場合もあることから、本委員会としても、職員からの苦情相談の申出等を通じて、事案の解決に積極的に取り組んでいく。

3 公務員としての規律の保持

本委員会では、これまでも公務員倫理の保持について繰り返し言及してきたところであるが、依然として職員による不祥事が発生していることは誠に遺憾である。

不祥事は組織の信用を失墜させるだけでなく、懲戒免職等の重い処分が科された場合には、職員個人やその家族の生活にも多大な影響を与えるなど、その影響は極めて大きいものとなる。

各任命権者においては、これまでも、職位毎の公務員倫理研修の実施や幹部職員のコンプライアンスに関する意識の啓発などに取り組んできたところであるが、こうした取組を引き続き行っていくとともに、不祥事は絶対に起こさせないという強い意識をもって、今後もあらゆる機会を通じ、職員の倫理意識の向上に努め、厳正な服務規律の確保を図られたい。

管理監督者においては、自ら服務規律を遵守し、職員の模範となるよう行動することはもとより、不祥事の防止には、良好な職場環境の醸成が効果的であることを強く意識し、職場内でのコミュニケーションを積極的に図り、風通しのよい職場づくりに努められたい。

また、業務の高度化、細分化や各種制度の複雑化に伴う事務処理ミスや、個人情報の漏洩等の事案なども多く発生している。不適切な事務処理については、市民生活に重大な影響を与えかねないことから、日ごろから、業務上想定されるリスクを洗い出すなど、未然の防止に努めるとともに、事務処理ミス等が発生した場合には、その原因を分析し、ヒューマンエラーは必ず起こるという前提のもと、内部統制制度を推進し、再発防止に向けた組織的な対策を進める必要がある。

公務に対する市民の信頼を回復し高めていくためには、職務上はもとより、職務外においても、職員一人ひとりが公務員としての高い倫理観と使命感を強く持つて行動していくことが肝要である。

4 給与勧告制度の意義・役割

人事委員会の給与勧告制度は、労働基本権を制約されている公務員の適正な待遇を確保することを目的とするものである。

職員においては、複雑化、多様化する行政課題に対し、高い意欲を持って、効率的な業務遂行と行政サービスの一層の充実に努められているところである。特に、今般の新型コロナウイルス感染症への対応においては、保健所の職員をはじめ多くの職員が、自身の感染リスクと向き合いながらも、感染症の拡大防止と継続的な行政サービスの提供のため、市民サービスの最前線で日々職務に精励されている。

民間準拠により公務員給与を決定する仕組みは、市民から支持される納得性の高い給与水準を保障するとともに、職員の努力や実績に報いる適正な給与を支給することで、人材の確保及び労使関係の安定などを通じて、行政の安定的な運営に寄与するものと考える。

本委員会としては、地域の民間給与を的確に反映させた給与勧告を行うとともに、勧告内容の充実に努め、職員の給与について、市民の理解

と納得をより一層得られるよう、職員の人事・給与の専門的機関としての責任を果たしていく所存である。

市議会及び市長におかれては、今後とも、給与勧告制度の意義・役割を十分認識して対処されることを要望する。

<参考>

給与決定に関する諸原則

地方公務員法に定める給与決定の原則には次のようなものがある。

① 情勢適応の原則（第14条第1項）

地方公共団体は、職員の勤務条件が社会一般の情勢（国全体の社会、労働、経済等の状況や、それぞれの地方公共団体の地域的事情等）に適応するような措置を講じなくてはならない。

② 職務給の原則（第24条第1項）

職員の給与は職務と責任に応ずるもの、すなわち、地方公共団体に対する貢献度に応じて決定されなければならない。

③ 均衡の原則（第24条第2項）

職員の給与は、民間企業の賃金や国及び他の地方公共団体の公務員の給与等を考慮して定めなければならない。

④ 条例主義（第24条第5項）

職員の給与は議会の議決に基づく条例によって定めなければならない。

○ 地方公務員法（抜粋）

（情勢適応の原則）

第14条 地方公共団体は、この法律に基いて定められた給与、勤務時間その他の勤務条件が社会一般の情勢に適応するように、隨時、適當な措置を講じなければならない。

（給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準）

第24条 職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。

2 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。

5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

参 考 资 料

目 次

1 職員給与関係資料

令和2年千葉市職員給与等実態調査の概要	23
第1表 職員の給料表別平均給与月額等	24
第2表 職員の給料表別、職務の級別、号給別人員等	26
第3表 職員の給料表別、職務の級別、年齢別人員等	52
第4表 職員の扶養手当の支給状況	65
第5表 職員の管理職手当の支給状況	66
第6表 職員の住居手当の支給状況	67
第7表 職員の通勤手当の支給状況	67
第8表 再任用職員の給料表別、職務の級別人員等	68

2 民間給与関係資料

令和2年職種別民間給与実態調査の概要	71
第9表 産業別、企業規模別調査事業所数	74
第10表 企業規模別、職種別、学歴別給与月額等	75
その1 公民給与比較の対象職種	75
1 規模計	75
2 規模 500人以上	78
3 規模 100人以上500人未満	81
4 規模 100人未満	84
その2 公民給与比較の対象外職種	87

3 労働経済関係資料

第11表 労働経済指標	90
<参考>給与勧告の流れ	92
<参考>職員給与と民間給与の比較方法（ラスパイレス方式）	93

1 職員給与關係資料

令和2年千葉市職員給与等実態調査の概要

1 調査の目的及び調査期日

この調査は、本市職員の給与等の実態を把握するため、令和2年4月1日を調査期日として、職員の給与等について調査したものである。

2 調査の対象職員

本市に勤務する一般職の職員を対象とした（技能労務職員及び企業職員については、参考として掲載した。）。ただし、次に掲げる職員は、調査から除外した。

- (1) 臨時の任用職員
- (2) 一般任期付職員
- (3) 調査日現在休職中の職員
- (4) 調査日現在育児休業中の職員
- (5) 調査日現在育児短時間勤務をしている職員
- (6) 調査日現在大学院修学休業中の職員
- (7) 調査日現在自己啓発等休業中の職員
- (8) 調査日現在配偶者同行休業中の職員
- (9) 調査日現在在籍専従の許可を受けている職員
- (10) 調査日現在派遣されている職員
- (11) 調査日付けで退職した職員

3 職員の分類

集計に当たっては、上記対象職員を給料表の種類により以下のとおり分類した。

給 料 表	適 用 職 員
行政職給料表	他の給料表の適用を受けないすべての職員
教育職給料表	小学校、中学校、特別支援学校又は高等学校の校長、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭その他の職員
医療職給料表（1）	保健所等に勤務する医師及び歯科医師
医療職給料表（2）	保健所等に勤務する薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、栄養士その他の職員
医療職給料表（3）	保健所等に勤務する看護師その他の職員
特定任期付職員給料表	特定任期付職員

第1表 職員の給料表別平均給与月額等

区分 給料表	職員数	性別人員構成比						学歴別人員構成比					
		性別人員構成比		学歴別人員構成比									
		男	女	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
行政職 (一般)	人 4,532	% 55.4	% 44.6	% 69.9	% 18.5	% 11.6	% -						
行政職 (消防)	899	96.2	3.8	30.3	19.9	49.7	0.1						
教育職	3,788	47.6	52.4	91.9	8.1	-	-						
医療職(1)	6	66.7	33.3	100.0	-	-	-						
医療職(2)	89	37.1	62.9	95.5	4.5	-	-						
医療職(3)	0	-	-	-	-	-	-						
特定任期付職員	3	100.0	-	100.0	-	-	-						
計	9,317	56.0	44.0	75.3	14.3	10.4	-						

(参考)

技能労務職	473	66.4	33.6	6.4	35.5	56.0	2.1	
企業職	水道局	21	90.5	9.5	80.9	14.3	4.8	-
	病院局 (行政職)	90	72.2	27.8	58.9	21.1	20.0	-
	病院局 (医療職(1))	144	67.4	32.6	100.0	-	-	-
	病院局 (医療職(2))	142	54.9	45.1	67.6	32.4	-	-
	病院局 (医療職(3))	576	6.3	93.8	22.7	75.2	1.9	0.2
	病院局 (技能労務職)	4	-	100.0	-	75.0	25.0	-
合計	10,767	54.1	45.9	69.5	18.6	11.8	0.1	

- (注) 1 給料には、給料の調整額、教職調整額及び切替えに伴う差額を含む。以下、第2表について同じ。
 2 その他は、初任給調整手当及び単身赴任手当（基礎額）である。
 3 計及び合計の欄の平均経験年数には、特定任期付職員は含まれていない。
 4 再任用職員は含まれていない。以下、第7表までについて同じ。
 5 医療職給料表(3)の適用を受ける再任用職員以外の職員はいないため、第2表から第7表までについて
 6 病院局の特定任期付職員給料表の適用を受ける職員はいないため、表中の記載は省略した。以下、第8
 7 性別人員構成比、学歴別人員構成比は、小数点以下第二位を四捨五入しているため、合計が100%にな

平均給与月額							平均年齢	平均経年	平均扶養親族数
給料	扶養手当	管理職手当	地域手当	住居手当	その他	計			
円 309,253	円 6,886	円 11,831	円 49,196	円 6,697	円 0	円 383,863	歳 39.7	年 17.3	人 0.7
294,079	10,892	7,572	46,881	6,153	33	365,610	38.0	17.8	1.2
349,448	6,022	5,592	54,159	7,091	0	422,312	39.3	16.5	0.6
505,750	14,750	106,800	100,368	9,000	175,667	912,335	50.3	25.1	1.3
326,698	6,843	3,770	50,597	6,639	0	394,547	40.9	17.5	0.6
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
484,333	0	0	72,650	0	0	556,983	56.7		0.0
324,480	6,924	8,864	51,044	6,804	116	398,232	39.4	17.1	0.7

292,413	9,158	0	45,236	5,395	0	352,202	44.3	21.3	0.9
312,719	9,476	19,262	51,219	13,733	0	406,409	39.8	16.8	1.1
294,221	8,933	11,460	47,192	7,587	0	369,393	41.8	16.2	0.9
504,721	12,438	9,178	84,214	7,844	191,372	809,767	45.5	21.3	1.3
313,971	6,451	3,937	48,654	8,662	0	381,675	38.1	14.8	0.6
296,786	4,469	1,572	45,424	7,455	0	355,706	36.8	13.9	0.4
371,413	0	0	55,712	0	0	427,125	54.4	32.3	0.0
323,603	6,977	8,062	50,870	6,833	2,660	399,005	39.6	17.1	0.7

表中の記載は省略した。

表までについて同じ。

らない場合がある。

第2表 職員の給料表別、職務の級別、号給別人員等

(1) 行政職給料表(一般事務、技術職員等)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1	人	人	人	人	人	人	人	人
2								
3								
4								
5			1					1
6			7	1				
7								
8								
9		7 7	2					
10		2						1
11		3 1	8					
12		4	1					
13	8	6 2	2 3					
14		1	4					
15		3 7	3 3					
16	2	4	4					
17	7	6 0	3 0					
18	1	5	6					
19	1	5 9	2 5				1	
20		7	4					
21	9	4 5	4 0					
22		4	9					
23	1 3	5 0	4 3	1				2
24		6	1 3	1				
25	8	7 0	3 7					
26	3	1 0	1 1	1				
27	6	4 0	4 6	1				2
28		9	1 0					1
29	7	5 7	5 3	2				1
30	1	1 0	1 9				1	
31	2 2	4 0	3 8	2		2	1	
32	3	1 9	1 6	1	1			
33	1 0	3 9	4 1	1			4	
34	1	1 1	1 8	1			7	
35	4	3 0	4 0	2			5	
36	2	7	2 4	2	2	1	2	
37	7	1 5	3 9	3			4	1
38		8	1 7	5	1		6	1
39	5	9	3 8	4		1	1	
40	3	1 2	2 6	8			2	1
41	5	1 9	2 1	4	2		3	
42	3	6	2 2	9	2		4	1
43	2	1 7	3 1	7	1		7	1
44	2	1 0	2 6	1 0	1	1	1	
45	2	8	3 6	1 4	1	1	2	2
46		6	2 6	9	1	1	4	
47	2	9	1 4	4	2	1	2	
48		7	2 7	8		1		
49		1 0	3 0	6	2	1		1
50		1 0	2 7	7		3		
51	3	1 2	2 4	9				
52		1 1	2 5	1 4	3	1		
53		7	2 1	4		2		
54		4	2 3	1 3	4	2		
55	8	1 8	7	3	2			1
56		4	3 5	2 4				
57		4	2 1	1 2	4	2		
58		2	2 7	1 5	2	4		
59	2	2	1 6	9	1	2	1	
60		3	2 5	1 1	4	3	1	
61			5	1 2	9	1	4	
62			1	2 9	1 3	6	3	
63			1	1 1	1 2	2	5	
64	1	3	1 8	1 8	3	3		
65		3	1 5	1 1	1	3		
66	2		5	1 5	1 2	4	4	
67				8	1 2	5	8	
68				2 3	1 8	5	1 2	
69			4	1 4	1 5	6	1 2	
70		1	2 2	1 6	4	8		
71		1	1 6	1 1	6	6		
72	1	1	1 4	1 4	4	7		
73	1	2	1 6	9	3	1 1		
74			1 6	1 5	6	1 5		
75	1	1	1 4	1 6	9	1 2		
76				1 3	1 5	4	9	
77				1 1	6	6	1 3	
78		1	1 2	1 2	2		9	
79				1 0	7	2	1 5	
80				1 7	1 7	4	9	

号給 級	1	2	3	4	5	6	7	8
8 1	人 2	人 1	人 5 7 1 0 1 4 1 5	人 1 0 1 4 1 5 6	人 7 5 3 9 4	人 6 8 1 1 5 4	人 人	人
8 2								
8 3								
8 4								
8 5								
8 6			7	1 1	6	5		
8 7			5	1 0	8	1 1		
8 8			1 2	1 1	6	5		
8 9			1 3	8	1 2	1		
9 0			1 5	1 2	8	3		
9 1			7	6	5	3		
9 2			1 0	1 5	1 1	4		
9 3			4	5	1 4 0	8		
9 4			1 1	8				
9 5			1 0	4				
9 6			1 4	5				
9 7			5	9				
9 8			5	1 0				
9 9			5	5				
1 0 0			8	1 3				
1 0 1			7	1 2				
1 0 2			4	1 1				
1 0 3			5	7				
1 0 4			2	1 3				
1 0 5			8	1 0				
1 0 6			5	1 2				
1 0 7			3	3				
1 0 8			6	1 3				
1 0 9			2	2 2				
1 1 0			1 0					
1 1 1			5					
1 1 2			2					
1 1 3			5					
1 1 4			8					
1 1 5			1					
1 1 6			7					
1 1 7			4					
1 1 8			6					
1 1 9			3					
1 2 0			1 2					
1 2 1			4					
1 2 2			1 0					
1 2 3			7					
1 2 4			5					
1 2 5			2					
1 2 6			1 0					
1 2 7			2					
1 2 8			2					
1 2 9			1 7					
計	1 5 3	1, 0 3 7	1, 8 6 7	7 7 7	3 4 4	2 7 4	6 3	1 7
構成比	% 3. 4	% 22. 9	% 41. 2	% 17. 1	% 7. 6	% 6. 0	% 1. 4	% 0. 4
平均給料	円 1 7 6, 8 3 3	円 2 0 8, 8 8 8	円 3 0 2, 0 2 7	円 3 7 8, 8 8 1	円 4 1 1, 0 7 0	円 4 3 6, 4 3 5	円 4 7 7, 5 7 9	円 5 0 0, 3 3 5

適 用 職 員 数	4, 5 3 2 人
平 均 級 料	3 0 9, 2 5 3 円

(注) 太線は、各級の最高号給の位置を示す。(以下同じ。)

(2) 行政職給料表（消防職員）

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1	人	人	人	人	人	人	人	人
2								
3								
4								
5								
6								
7							1	
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21	1							
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								
32	18							
33								
34								
35	1							
36								
37	1							
38								
39								
40								
41	1							
42	3							
43								
44	1							
45								
46								
47								
48	1							
49								
50								
51								
52								
53								
54								
55								
56								
57								
58								
59								
60								
61								
62								
63								
64								
65								
66								
67								
68								
69								
70								
71								
72								
73								
74								
75								
76								
77								
78								
79								
80								

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
8 1	人	人	人	人	人	人	人	人
8 2								
8 3			1	3				
8 4			1	2				
8 5				3				
8 6				6				
8 7				3				
8 8				3				
8 9			1	3				
9 0			4	4	2			
9 1				5				
9 2				5				
9 3			1	2				
9 4			1	4				
9 5			3	3				
9 6								
9 7								
9 8			3	3				
9 9			2	2				
1 0 0				2				
1 0 1				3	1			
1 0 2				1	4			
1 0 3					3			
1 0 4				1	2			
1 0 5				1	1			
1 0 6				3	2			
1 0 7								
1 0 8				2				
1 0 9					1 5			
1 1 0								
1 1 1				1				
1 1 2								
1 1 3								
1 1 4								
1 1 5				2				
1 1 6								
1 1 7				1				
1 1 8								
1 1 9				1				
1 2 0				1				
1 2 1				1				
1 2 2				1				
1 2 3				2				
1 2 4								
1 2 5				1				
1 2 6				3				
1 2 7				3				
1 2 8				1				
1 2 9				7 8				
計	1 1 8	2 2 9	3 2 6	1 3 7	4 5	3 3	1 0	1
構成比	%	%	%	%	%	%	%	%
	13.1	25.5	36.3	15.2	5.0	3.7	1.1	0.1
平均給料	円	円	円	円	円	円	円	円
	1 7 0, 9 1 0	2 0 9, 0 2 8	3 2 1, 6 1 2	3 8 9, 2 4 4	4 1 4, 5 4 0	4 3 3, 0 3 3	4 7 3, 1 9 0	4 9 4, 1 0 0

適 用 職 員 数	899人
平 均 級 料	294,079円

(3) 教育職給料表（教諭等）

級 号給	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21			6 5		
22			1		1
23			1 4		9
24			4		1 6
25			3 9		2 7
26			2		2 5
27			4 4		2 0
28			5		2 0
29			3 5		1 0
30			5		8
31			7 1		7
32			4		5
33			4 4		4
34			8		3
35			8 4		1
36			4		
37			4 1		
38			1 4		
39			6 9		
40			8		1
41			4 2		
42			1 5		
43			7 4		
44			1 6		
45			5 1		
46			1 1		
47			7 7		
48			1 1		
49			3 8		
50			1 5		
51			6 1		
52			1 9		1
53			2 0		
54			1 0		
55			3 0		
56			2 0		
57			5 8		
58			2 3		1
59			6 0		
60			1 8		1
61			7 0		
62			1 9		
63			3 3		1
64			3 3		
65			2 3		
66			5 8		
67			8		
68			2 7		4
69			1 8		4
70			3 0		4
71			2 0		2
72			6 4		3
73			1 7		4
74			3 0		3
75			9		5
76			2 8		5
77			2 6		1 0
78			6 3		1 0
79			2 2		1 1
80			5 3		1 4

給級	1	2	3	4	5
号給	人	人	人	人	人
8 1		1 4		1 8	
8 2		5 4		1 0	
8 3		1 8		2 0	
8 4		4 1		1 3	
8 5		1 5		4	
8 6		4 5		3	
8 7		1 4		7	
8 8		4 6		1	
8 9		2 1		5	
9 0		4 8		1	
9 1		2 4		3	
9 2		3 8		2	
9 3		7		1	
9 4		1 3	1	1	
9 5		5	1	3	
9 6		1 1			
9 7		1 7	2		
9 8		2 9	2		
9 9		1 7	1	1	
1 0 0		2 6	1	2	
1 0 1		2 2	3		
1 0 2		3 7	4		
1 0 3		2 5	1		
1 0 4		3 3	1		
1 0 5		1 4			
1 0 6		1 4			
1 0 7		1 2			
1 0 8		1 0			
1 0 9		1 6			
1 1 0		2 1			
1 1 1		1 9			
1 1 2		1 6			
1 1 3		1 1			
1 1 4		1 7			
1 1 5		9			
1 1 6		1 1			
1 1 7		8			
1 1 8		1 3			
1 1 9		1 5			
1 2 0		1 1			
1 2 1		1 2			
1 2 2		6			
1 2 3		1 3			
1 2 4		6			
1 2 5		1 3			
1 2 6		6			
1 2 7		8			
1 2 8		6			
1 2 9		7			
1 3 0		1 2			
1 3 1		7			
1 3 2		6			
1 3 3		7			
1 3 4		1 0			
1 3 5		7			
1 3 6		1 1			
1 3 7		1 3			
1 3 8		8			
1 3 9		9			
1 4 0		1 2			
1 4 1		3			
1 4 2		3			
1 4 3		9			
1 4 4		1 6			
1 4 5		3 3			
1 4 6		3 6			
1 4 7		4 9			
1 4 8		6 4			
1 4 9		8 0			
1 5 0		5 7			
1 5 1		5 8			
1 5 2		3 9			
1 5 3		1 9			
1 5 4		8			
1 5 5		3			
1 5 6		1			
1 5 7					
1 5 8		1			
1 5 9					
1 6 0					
1 6 1		4			
計	0	3,433	18	178	159
構成比	%	%	%	%	%
	0.0	90.6	0.5	4.7	4.2
平均給料	円	円	円	円	円
	-	340,895	428,016	425,165	440,454

適用職員数	3,788人
平均給料	349,448円

(4) 医療職給料表(1)(医師、歯科医師)

級 号給	1 人	2 人	3 人	4 人
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52				
53				
54				
55				
56				
57				
58				
59				
60				
61				
62				
63				
64				
65				
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				

級 号給	1	2	3	4
	人	人	人	人
8 1				
8 2				
8 3				
8 4				
8 5				
8 6				
8 7				
8 8				
8 9			1	
9 0				
9 1				
9 2				
9 3				
9 4				
9 5				
9 6				
9 7				
9 8				
9 9				
1 0 0				
1 0 1				
1 0 2				
1 0 3				
1 0 4				
1 0 5				
計	0	4	0	2
構 成 比	% 0 . 0	% 6 6 . 7	% 0 . 0	% 3 3 . 3
平均給料	- 円	4 6 9 , 1 7 5 円	- 円	5 7 8 , 9 0 0 円

適 用 職 員 数	6 人
平 均 紿 料	5 0 5 , 7 5 0 円

(5) 医療職給料表(2)(薬剤師、臨床検査技師等)

級 号給	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9			1			
10						
11			1			
12						
13						
14						
15			1			
16						
17		2				
18						
19			1			
20				1		
21		1				
22						
23			2			
24						
25		2	2			
26						
27			2			
28						
29		4				
30				1		
31			1			
32		2				
33			1			
34			2			
35						
36						
37						
38			1			
39			1			
40		1			1	
41			1			
42						
43			3			
44		2				
45			1			
46		2	1		1	
47						
48						
49			1			
50		1	3			
51						
52						
53		1			1	
54						
55		1	1			1
56						
57						
58						
59			1			
60					1	4
61						
62			1			
63			1			
64						
65						
66						
67			1			
68			1			
69					2	
70						
71					1	
72						
73						
74			1		2	
75						
76					1	
77						
78			1			
79					1	
80			1			

級 号給	1	2	3	4	5	6
8 1	人	人	人	人	人	人
8 2			1			
8 3				1		
8 4				1		
8 5				1		
8 6						
8 7			1	1		
8 8						
8 9						
9 0						
9 1						
9 2						
9 3				2		
9 4						
9 5						
9 6			1			
9 7		1				
9 8						
9 9			1			
1 0 0						
1 0 1		8				
計	0	1 9	4 9	1 6	5	0
構成比	0. 0 %	2 1. 3 %	5 5. 1 %	1 8. 0 %	5. 6 %	0. 0 %
平均給料	- 円	2 2 9, 6 6 8 円	3 2 3, 8 4 7 円	4 1 6, 0 8 1 円	4 3 7, 3 2 0 円	- 円
適用職員数						89人
平均給料						3 2 6, 6 9 8 円

(6) 特定期付職員給料表

号給	人
1	
2	1
3	1
4	
5	1
6	
7	
計	3

適用職員数	3人
平均給料	484,333円

(参考)

(7) 技能労務職給料表（作業員、調理員等）

級 号給	1	2	3	4
1	人	人	人	人
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9	1			
10				
11				
12				
13		3		
14				
15				
16		2		
17				
18				
19				
20				
21		2		
22				
23				
24				
25		4		
26				
27				
28				
29		7		
30				
31		1		
32				
33		6		
34				
35		1		
36				
37		7		
38				
39		2		
40				
41		6	2	
42				
43		1		
44				
45		2		
46			1	
47		1	2	
48			1	
49		6	1	
50			1	
51		2	3	
52			1	
53		9	2	
54				1
55		2	11	4
56				1
57		9	1	
58			4	
59		2	6	
60		1	2	6
61		4	8	
62			4	
63		2	7	
64			4	
65		3	6	
66			8	
67			4	
68			2	
69		1	16	
70			10	
71			5	
72			7	
73		2	2	
74		1	4	
75		1	9	
76			1	
77			3	
78			1	
79			6	
80		1	3	
			7	
			2	

級 号給	1	2	3	4
8 1	人		人	
8 2			4	
8 3			1	1
8 4			4	
8 5			5	
8 6		1	1	1
8 7			4	
8 8			4	
8 9			2	
9 0			3	
9 1			4	
9 2			2	
9 3			1	1
9 4			1	
9 5			2	
9 6			4	
9 7			3	
9 8			4	
9 9			4	
1 0 0			2	
1 0 1			4	
1 0 2			3	
1 0 3			5	3
1 0 4			2	2
1 0 5			2	
1 0 6			2	
1 0 7			2	
1 0 8			3	
1 0 9			4	
1 1 0			3	
1 1 1			1	
1 1 2			2	
1 1 3			1	
1 1 4			3	
1 1 5			1	
1 1 6			5	
1 1 7			1	
1 1 8			1	
1 1 9			3	
1 2 0				
1 2 1			1	
1 2 2			2	
1 2 3			1	
1 2 4			1	
1 2 5			1	
1 2 6			1	
1 2 7				
1 2 8				
1 2 9				
計	9 2	1 6 4	2 0 4	1 3

適 用 職 員 数	4 7 3 人
平 均 給 料	2 9 2 , 4 1 3 円

(参考)

(8) 水道局企業職給料表（水道局職員）

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1	人	人	人	人	人	人	人	人
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17		1						
18								
19								
20				1				
21				1				
22				1				
23								
24								
25				1				
26		1						
27								
28								
29								
30				1				
31								
32								
33								
34								
35		1						1
36								
37								
38								
39								
40		1						
41								
42								
43								
44								
45		1		1				
46								
47								
48						1		
49								
50								
51								
52								
53								
54						1		
55								
56								
57								
58								
59								
60								
61								
62								
63								
64								
65					1			
66								
67								
68								
69								
70								
71								
72								
73								
74								
75				1				
76								
77								
78								
79							1	
80								

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
8 1	人	人	人	人	人	人	人	人
8 2								
8 3								
8 4								
8 5								
8 6					1			
8 7								
8 8								
8 9								
9 0								
9 1								
9 2								
9 3					1			
9 4								
9 5								
9 6								
9 7								
9 8			1					
9 9								
1 0 0								
1 0 1								
1 0 2								
1 0 3								
1 0 4								
1 0 5								
1 0 6								
1 0 7								
1 0 8								
1 0 9								
1 1 0								
1 1 1								
1 1 2								
1 1 3								
1 1 4								
1 1 5								
1 1 6								
1 1 7								
1 1 8								
1 1 9								
1 2 0								
1 2 1								
1 2 2								
1 2 3								
1 2 4								
1 2 5								
1 2 6								
1 2 7								
1 2 8								
1 2 9								
計	1	4	8	3	2	2	1	0

適 用 職 員 数	21人
平 均 紙 料	312,719円

(参考)

(9) 病院局行政職給料表 (病院等の一般事務)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1	人	人	人	人	人	人	人	人
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								1
31								
32								
33								
34								
35								
36								
37								
38								
39								
40								
41								
42								
43								
44								
45								
46								
47								
48								
49								
50								
51								
52								
53								
54								
55								
56								
57								
58								
59								
60								
61								
62								
63								
64								
65								
66								
67								
68								
69								
70								
71								
72								
73								
74								
75								
76								
77								
78								
79								
80								

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
8 1	人		人	人	人	人	人	人
8 2				1				
8 3				1				
8 4				1				
8 5				1				
8 6							1	
8 7								
8 8								
8 9								
9 0					1			
9 1							2	
9 2								
9 3								
9 4								
9 5								
9 6								
9 7					1			
9 8								
9 9								
1 0 0								
1 0 1								
1 0 2								
1 0 3								
1 0 4								
1 0 5								
1 0 6								
1 0 7								
1 0 8					1			
1 0 9								
1 1 0								
1 1 1								
1 1 2								
1 1 3								
1 1 4								
1 1 5								
1 1 6								
1 1 7								
1 1 8				1				
1 1 9								
1 2 0								
1 2 1								
1 2 2								
1 2 3								
1 2 4								
1 2 5								
1 2 6								
1 2 7								
1 2 8								
1 2 9								
計	8	30	25	14	3	9	0	1

適 用 職 員 数	90人
平 均 級 給 料	294,221円

(参考)

(10) 病院局医療職給料表 (1) (病院の医師、歯科医師)

級 号給	1 人	2 人	3 人	4 人
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13	2	2		
14				
15				
16				
17	6	2		
18				
19				
20				
21	5	3		
22				
23				
24				
25	5	4		
26				
27				
28				
29		1		
30				
31				
32				
33		4		
34				
35				
36				
37		7		
38				
39				
40				1
41		1		
42				
43				
44				
45		6		
46				
47				
48				
49		12		
50				
51				
52				
53		3		
54				
55				
56				
57		5		
58				
59				
60				
61		4		
62				
63		1		
64				
65		3		
66				
67		3		1
68				1
69		4		
70				1
71				2
72		1		
73		4		
74				3
75		3		
76				
77		2		
78				
79		1		
80				1

級 号給	1	2	3	4
	人	人	人	人
8 1				
8 2		2		
8 3		1		
8 4		1		
8 5		1		
8 6				
8 7				
8 8				
8 9		3 4		
9 0				
9 1				
9 2				
9 3				
9 4				
9 5				
9 6				
9 7				
9 8				
9 9				
1 0 0				
1 0 1				
1 0 2				
1 0 3				
1 0 4				
1 0 5				
計	1 8	1 1 5	1 0	1

適 用 職 員 数	1 4 4 人
平 均 級 料	5 0 4 , 7 2 1 円

(参考)

(11) 病院局医療職給料表 (2) (病院の薬剤師、臨床検査技師等)

号給 級	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人
1						
2						
3						
4						
5						
6				1		
7			2	3		
8						
9						
10						
11				2		
12				1		
13				3		
14				1		
15				5		
16						
17		1	3			
18		1	2			
19						
20						
21		1	2			
22						
23		1	2			
24						
25		1				
26			1			
27		1	1			
28						
29		7	2			
30			2			
31		3	3			
32			1			
33		3	4			
34		1				
35		1	2			
36		1	2			
37		1	2			
38			3			
39		1	3			
40			2			1
41		1	2			
42		1				
43		1				
44			2			
45		1	1			
46						
47		1			1	
48		1			1	
49					1	
50						
51			3			
52		1	1			
53		1	1			
54	1		1			1
55						
56						
57			1			
58			1		1	2
59						
60			3	1		
61		1			1	
62			1		1	
63						
64						1
65			1			
66					1	
67					1	
68						
69			1		1	
70			2		1	
71					1	
72						
73						
74				1		
75						
76						
77						
78						
79			1			
80						

級 号給	1	2	3	4	5	6
8 1	人	人	人	人	人	人
8 2						
8 3						
8 4						
8 5						
8 6						
8 7						
8 8						
8 9						
9 0			1		1	
9 1						
9 2						
9 3						
9 4						
9 5						
9 6						
9 7						
9 8						
9 9						
1 0 0						
計	1	3 5	8 3	6	1 5	6
				2		2

適 用 職 員 数	1 4 2 人
平 均 級 料	3 1 3 , 9 7 1 円

(参考)

(12) 病院局医療職給料表 (3) (病院の看護師等)

号給 級	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人
1						
2						
3						
4						
5		2 2				
6						
7						
8						
9						
10		3 1 1		1 5		
11		1		3		
12				1		
13		3 7		7		
14						
15		2		5		
16			1	1		
17	2 3	3 4				
18		9		8		
19						
20						
21		1 6		4		
22				2		
23		8		4		
24						
25		1 3				
26			1 2	1		
27			2	2		
28			5	3		
29		1		1		
30						
31		6		3		
32		1		1		
33				5		
34				1		
35		1		2		
36		1		1		
37		2		3		
38	1			2		
39				4		
40		2		2		
41		3		3		
42		2		2		
43		1		2		
44		1		3		
45		1		4		
46				5		
47				2		
48				1		
49				4		
50				5		
51				3	1	
52				4		
53				2		
54			1	5		
55				5		
56				6		
57				5		
58				2		
59				2		
60				5	1	
61				5		3
62	1	1		5		
63				3		
64				5	2	
65				2	1	
66				7	1	
67				5	1	2
68				5		
69				6	1	
70				5	3	
71				3	1	
72				2		
73				1	1	1
74				3		2
75				1	1	
76				6		1
77			1	3		4
78				7	3	
79				3	1	
80				3		

級 号給	1	2	3	4	5	6
8 1		人		人		人
8 2		1		4		
8 3		1		5		
8 4				3		
8 5				1		
8 6				2		
8 7						
8 8						
8 9						
9 0						
9 1				3		
9 2				1		
9 3				5		
9 4				5		
9 5				1		
9 6						
9 7				3		
9 8				1		
9 9						
1 0 0				4		
1 0 1						
1 0 2				2		
1 0 3						
1 0 4				1		
1 0 5						
1 0 6				1		
1 0 7				4		
1 0 8				1		
1 0 9				2		
1 1 0				1		
1 1 1						
1 1 2				1		
1 1 3				1		
1 1 4				3		
1 1 5				2		
1 1 6				1		
1 1 7				1		
1 1 8				3		
1 1 9				1		
1 2 0						
1 2 1				1		
計	2 7	2 1 9	2 9 1	2 6	1 0	3

適 用 職 員 数	5 7 6 人
平 均 級 料	2 9 6 , 7 8 6 円

(参考)

(13) 病院局技能労務職給料表（病院の技能員、看護補助員等）

号給 級	1 人	2 人	3 人	4 人
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52				
53				
54				
55				
56				
57				
58				
59				
60				
61				
62				
63				
64				
65				
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				

級 号給	1	2	3	4
8 1	人		人	人
8 2		1		
8 3				
8 4				
8 5				
8 6				
8 7				
8 8				
8 9				
9 0				
9 1				
9 2				
9 3				
9 4				
9 5				
9 6				
9 7				
9 8				
9 9				
1 0 0				
1 0 1				
1 0 2				
1 0 3				
1 0 4				
1 0 5				
1 0 6				
1 0 7				
1 0 8				
1 0 9				
1 1 0				
1 1 1				
1 1 2				
1 1 3				
1 1 4				
1 1 5				
1 1 6				
1 1 7				
1 1 8				
1 1 9				
1 2 0				
1 2 1				
1 2 2				
1 2 3				
1 2 4				
1 2 5				
1 2 6				
1 2 7				
1 2 8				
1 2 9				
計	0	1	3	0

適 用 職 員 數	4 人
平 均 級 料	3 7 1, 4 1 3 円

第3表 職員の給料表別、職務の級別、年齢別人員等

(1) 行政職給料表(一般)

年齢 級	1	2	3	4	5	6	7	8	計
18	人 8	人	人	人	人	人	人	人	人 8
19	7								7
20	23								23
21	13								13
22	35	69							104
23	10	97							107
24	17	96							113
25	9	124							133
26	11	144							155
27	2	116							118
28	3	68	16						87
29		66	61						127
30	1	46	89						136
31	4	40	78						122
32		41	116	1					158
33		27	113						140
34	2	16	122						140
35	3	15	133	1					152
36		10	99	4		1			114
37	1	21	101	16			1		140
38	1	8	96	19				1	125
39		11	76	23	1				111
40		8	81	30			1		120
41	1	8	84	42	2				137
42		1	72	60	8	1			142
43		2	59	51	8	2			122
44			55	54	3				112
45		1	46	53	9	3			112
46	1	2	57	56	11	4			131
47			50	53	22	11			136
48	1		44	47	35	10	1		138
49			33	37	9	15			94
50			35	29	15	27	1	1	108
51			28	23	30	19	2		102
52			23	33	40	23	4		123
53			25	28	35	28	3		119
54			22	27	33	36	6		124
55			13	13	21	25	6	3	81
56			16	16	21	26	9		88
57			9	22	12	10	11	5	69
58			11	16	9	16	11	2	65
59			4	23	20	17	7	5	76
60以上									
計	153	1,037	1,867	777	344	274	63	17	4,532
平均年齢	歳 24.0	歳 28.0	歳 39.4	歳 47.3	歳 51.9	歳 53.3	歳 55.7	歳 56.3	歳 39.7

(2) 行政職給料表（消防）

級 年齢	1	2	3	4	5	6	7	8	計
18	人 11	人	人	人	人	人	人	人	人 11
19	11								11
20	22								22
21	30								30
22	20	7							27
23	10	15							25
24	10	29							39
25	4	33							37
26		42							42
27		38							38
28		24	5						29
29		16	7						23
30		14	9						23
31		8	19						27
32		2	24						26
33		1	29			1			31
34			22						22
35			23						23
36			9						9
37			20	2					22
38			11	5					16
39			10	4					14
40			7	5					12
41			4	9					13
42			1	5					6
43			4	4	1				9
44				3	1				4
45			4	13	2				19
46			2	4	5	1			12
47			7	5	1				13
48			3		2	2			7
49			7	3	1				11
50			4	1		1			6
51			2	4	2	1			9
52			4	10	3	2			19
53			2	2	4	3			11
54			13	13	2	1	1		30
55			13	8	7	6	1		35
56			10	9	4	1	1		25
57			17	9	3	4	1		34
58			17	6	5	7	5	1	41
59			17	13	2	3	1		36
60以上									
計	118	229	326	137	45	33	10	1	899
平均年齢	歳 21.5	歳 26.9	歳 42.3	歳 50.2	歳 53.0	歳 54.8	歳 57.7	歳 58.2	歳 38.0

(3) 教育職給料表

年齢 級	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	計 人
18		人	人	人	人	人
19						
20						
21						
22		46				46
23		75				75
24		89				89
25		130				130
26		136				136
27		119				119
28		132				132
29		149				149
30		134				134
31		134				134
32		176				176
33		139				139
34		152				152
35		168				168
36		158				158
37		132				132
38		122				122
39		89				89
40		93				93
41		99				99
42		81				81
43		53				53
44		55		3		58
45		53		5		58
46		40		11		51
47		44		12		56
48		41	1	13		55
49		46		25		71
50		32		12		44
51		47	2	12		61
52		40		15		55
53		44		19	1	64
54		49	1	17	2	69
55		55	1	15	3	74
56		73	1	10	26	110
57		61	5	2	29	97
58		74		4	38	116
59		73	7	3	60	143
60以上						
計	0	3,433	18	178	159	3,788
平均年齢	歳	歳	歳	歳	歳	歳
	—	37.7	56.7	51.6	58.2	39.3

(4) 医療職給料表 (1)

年齢 級	1 人	2 人	3 人	4 人	計
18	人	人	人	人	人
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32			1		1
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43			1		1
44					
45					
46					
47					
48			1		1
49					
50					
51					
52					
53					
54					
55					1
56					
57					
58					1
59					1
60以上			1		1
計	0	4	0	2	6
平均年齢	歳 —	歳 47.0	歳 —	歳 57.0	歳 50.3

(5) 医療職給料表 (2)

年齢 級	1	2	3	4	5	6	計
18	人	人	人	人	人	人	人
19							
20							
21							
22							
23							
24		2					2
25		1					1
26		2					2
27		2					2
28		2	2				4
29		2					2
30							
31		2	1				3
32		4	4				8
33			5				5
34		1	2				3
35		1	1				2
36			2				2
37			3				3
38			2				2
39			4				4
40							
41			3	1			4
42			1	1			2
43				1			1
44			2				2
45			2				2
46			1	2			3
47			2	1			3
48					1		1
49			1	1			2
50			1	3	3		7
51			1				1
52			1	1			2
53			2	1			3
54			4	1			5
55			2	2			4
56				1	1		2
57							
58							
59							
60以上							
計	0	19	49	16	5	0	89
平均年齢	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳
	—	29.4	41.5	49.8	51.2	—	40.9

(6) 特定期付職員給料表

年齢 号給	1	2	3	4	5	6	7	計
18	人	人	人	人	人	人	人	人
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								
32								
33								
34								
35								
36								
37								
38								
39								
40								
41								
42								
43								
44								
45								
46								
47								
48								
49								
50								
51								
52								
53								
54								
55	1							1
56								
57	2							2
58								
59								
60以上								
計	3	0	0	0	0	0	0	3
平均年齢	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳
	56.7	-	-	-	-	-	-	56.7

(参考)

(7) 技能労務職給料表

年齢 級	1	2	3	4	計
18	人 1	人	人	人	人 1
19					3
20	2				2
21		1			1
22		1			1
23		2			2
24		6			6
25		8			8
26		4			4
27		6			6
28		2			2
29		2			2
30		4			4
31		6	1		7
32		2			2
33		1	2		3
34		2	4		6
35		6	11		17
36		12	12		24
37		3	4	1	8
38		6	6	1	13
39		5	9	2	16
40		4	4	1	9
41		2	10	3	15
42		1	10	5	16
43			16	4	20
44			16	8	24
45			23	10	33
46			18	9	27
47			18	9	27
48				19	19
49				12	12
50				21	1
51				14	14
52				14	15
53				9	10
54				11	12
55				13	17
56				5	6
57				13	14
58				15	16
59				5	7
60以上					
計	92	164	204	13	473
				平均年齢 歳 44.3	

(参考)

(8) 水道局企業職給料表

級 年齢 \ 級	1	2	3	4	5	6	7	8	計
年齢	人	人	人	人	人	人	人	人	人
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24	1	1							2
25									
26									
27									
28									
29		2							2
30		1							1
31									
32			2						2
33			2						2
34									
35									
36									
37				1					1
38				1					1
39				1					1
40				1					
41									
42									
43				1					1
44				1					1
45				1					1
46					1				1
47				1					1
48									
49						1			1
50						1			1
51							1		1
52							1		
53									1
54									
55									
56									
57								1	
58									1
59									
60以上									
計	1	4	8	3	2	2	1	0	21
								平均年齢	歳 39.8

(参考)

(9) 病院局行政職給料表

級 年齢	1	2	3	4	5	6	7	8	計
18	人	人	人	人	人	人	人	人	人
19									
20									
21	2								2
22									
23	1	1							2
24		1							1
25		3							3
26		1							1
27		1							1
28		2							2
29									
30		3	1						4
31									
32			5						5
33			2						2
34			1						1
35									
36	1	1							2
37			2						2
38		2		1					3
39	1		2						3
40		1	3						4
41		1	1	1					3
42		4	1	2					7
43		4	1	1					6
44		1	1	2					4
45		1		1		1			3
46	1	1	1						3
47				2	1	1			4
48									
49		1					1		1
50						1			1
51				2					2
52			1	1					4
53	1					2			3
54			1						1
55	1	1			1				3
56				1					1
57		2					1		3
58					1	1		1	3
59									
60以上									
計	8	30	25	14	3	9	0	1	90
								平均年齢	歳 41.8

(参考)

(10) 病院局医療職給料表 (1)

年齢 級	1 人	2 人	3 人	4 人	計 人
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26	1				1
27	2				2
28	6				6
29	2				2
30	1	1			2
31		1			1
32	2				2
33	1	4			5
34	1	2			3
35		2			2
36		6			6
37		4			4
38		6			6
39		5			5
40		6			6
41		6			6
42	2	4			6
43		6			6
44		4			4
45		5			5
46		7			7
47		2			2
48		4			4
49		2			2
50		3			3
51		4			4
52		3			3
53					
54		1			1
55		3			3
56		5	1		6
57		4	2		6
58		3	3		6
59		4	1		5
60以上		8	3	1	12
計	18	115	10	1	144
				平均年齢	歳 45.5

(参考)

(11) 病院局医療職給料表 (2)

年齢 級	1	2	3	4	5	6	計
人	人	人	人	人	人	人	人
18							
19							
20							
21							
22		2					2
23							
24							
25		2					2
26							
27		7					7
28		5	3				8
29		5	11				16
30		3	5				8
31			2				2
32		3	3				6
33			6				6
34		3	7				10
35		3					3
36		1	3				4
37			9				9
38		3	6				9
39		1	1	1			3
40			5				5
41			3	2			5
42	1		5				6
43							
44			1				1
45			1				1
46				1			1
47			1				1
48							
49			2				2
50							
51			3		1		4
52				3			3
53			1	1			2
54			1	1		1	3
55			1	3			4
56					1		1
57				2	3		5
58						1	1
59				1	1		2
60以上							
計	1	35	83	15	6	2	142
					平均年齢		歳 38.1

(参考)

(12) 病院局医療職給料表 (3)

年齢 級	1	2	3	4	5	6	計
18	人	人	人	人	人	人	人
19							
20							
21	22						22
22		22					22
23		28					28
24		40					40
25		38					38
26		21					21
27	1	30					31
28		7	9				16
29		1	10				11
30		3	11				14
31		1	2				3
32		1	5				6
33		2	4				6
34	1	3	7				11
35		2	5				7
36	1	1	6				8
37		3	9				12
38		2	14				16
39			13				13
40		2	16				18
41		1	5				6
42			19				19
43	1	3	21				25
44		1	15	2			18
45	1	1	11	2			15
46		1	16	2			19
47		2	15	2			19
48			15	4	2		21
49			16	2	1		19
50		1	12	2			15
51			5	2			7
52		1	6	1			8
53		1	9	2			12
54			5		1		6
55			4				4
56			2	1	2		5
57			1	2	2	1	6
58			3	1	1		5
59				1	1	2	4
60以上							
計	27	219	291	26	10	3	576
						平均年齢	歳 36.8

(参考)

(13) 病院局技能労務職給料表

年齢 級	1 人	2 人	3 人	4 人	計
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45			1		1
46					
47					
48					
49					
50					
51					
52					
53					
54				1	1
55					
56					
57					
58				1	1
59				1	1
60以上					
計	0	1	3	0	4
				平均年齢	歳 54.4

第4表 職員の扶養手当の支給状況

1 支給区分別職員数

(参考)

支 給 区 分		給料表適用職員	技能労務職員及び企業職員を含む全職員
受 給 者 数		人 3,253	人 3,776
扶養親族の内訳	配偶者 (手当額 6,500円)	1,446	1,627
	子 (手当額 10,000円)	4,877	5,688
	子以外の扶養親族 (手当額 6,500円)	191	228
	延扶養親族数	6,514	7,543
	特定期間にある子 (加算額 5,000円)	1,053	1,278
非受給者数		6,064	6,991
受給者1人当たり平均手当額		19,831 円	19,896 円

(注) 1 第4表1及び2でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象になっているものをいう。

2 「特定期間にある子」とは、扶養親族のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子をいう。

3 給料表適用職員とは、「千葉市職員の給与に関する条例」に定める給料表の適用を受ける職員をいう。

以下、第7表までについて同じ。

2 扶養親族数別職員数

(参考)

扶養親族数	給料表適用職員	技能労務職員及び企業職員を含む全職員
1 人	人 1,148	人 1,333
2 人	1,178	1,388
3 人	744	841
4 人	162	189
5人以上	25	30
受給者1人当たり平均扶養親族数	2.0 人	2.0 人

第5表 職員の管理職手当の支給状況

給料表 区分	手 当 受 給 者 数	受給者 1人当たり平均手当額
	人	円
行政職 (一般)	698	76,816
行政職 (消防)	89	76,481
教育職	337	62,858
医療職(1)	6	106,800
医療職(2)	5	67,100
計	1,135	72,761

(参考)

技能労務職	0	0
企業職	水道局	5
	病院局 (行政職)	13
	病院局 (医療職(1))	11
	病院局 (医療職(2))	8
	病院局 (医療職(3))	13
	病院局 (技能労務職)	0
合計		73,254
1,185		

第6表 職員の住居手当の支給状況

(参考)

区分		給料表適用職員	技能労務職員及び企業職員を含む全職員
受給者	最高支給限度額(27,000円)未満の受給者	人 420	人 482
	最高支給限度額(27,000円)の受給者	1,981	2,305
	計	2,401	2,787
非受給者		6,916	7,980
受給者1人当たり平均手当額		26,402円	26,397円

第7表 職員の通勤手当の支給状況

(参考)

区分		給料表適用職員	技能労務職員及び企業職員を含む全職員
受給者	の交通機用関者等	最高支給限度額(55,000円)未満の受給者	人 3,065
		最高支給限度額(55,000円)の受給者	1
		小計	3,066
自動車等のみ使用者		5,513	6,535
受給者	併自転車機用等関と等者とのと	最高支給限度額(55,000円)未満の受給者	541
		最高支給限度額(55,000円)の受給者	0
		小計	541
計		9,120	10,517
非受給者		197	250
受給者1人当たり平均手当額		8,723円	8,612円

第8表 再任用職員の給料表別、職務の級別人員等

1 再任用職員 (フルタイム勤務)

給料表	級 計	1	2	3	4	5	6	7	8
行政職 (一般)	人 140	人	人	人 113	人 11	人 8	人 6	人 2	人
行政職 (消防)	15			15					
教育職	106		96			10			
医療職(2)	1				1				
医療職(3)	1			1					
給料表計	263								
60歳	91								
61歳	78								
62歳	43								
63歳	27								
64歳	24								

(参考)

給料表	級 計	1	2	3	4	5	6	7	8
技能労務職	人 31	人	人	人 31	人				
水道局 (企業職)	1			1		人	人	人	人
病院局 (医療職(2))	10			10					
病院局 (医療職(3))	7			7					
給料表計	49								
60歳	11								
61歳	7								
62歳	15								
63歳	11								
64歳	5								

(注) 該当者のいる給料表のみ掲載した。 (次表について同じ。)

2 再任用職員（短時間勤務）

給料表	級 計	1	2	3	4	5	6	7	8
行政職 (一般)	人 108	人	人	人 108	人	人	人	人	人
行政職 (消防)	46			46					
教育職	60		60						
医療職(2)	1			1					
給料表計	215								
60歳	37								
61歳	55								
62歳	34								
63歳	33								
64歳	56								

(参考)

給料表	級 計	1	2	3	4	5	6	7	8
技能労務職	人 3	人	人	人 3	人				
病院局 (行政職)	1			1		人	人	人	人
病院局 (医療職(3))	4			4					
給料表計	8								
60歳	2								
61歳	1								
62歳	2								
63歳									
64歳	3								

2 民間給与關係資料

令和2年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、本市職員の給与を検討するため、令和2年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

2 調査機関

本委員会、人事院、千葉県人事委員会、兵庫県人事委員会、さいたま市人事委員会、川崎市人事委員会、神戸市人事委員会、広島市人事委員会及び特別区人事委員会

3 調査の範囲

(1) 調査対象事業所

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の本市内の民間事業所 408事業所

(2) 調査対象職種

事務・技術関係職種22職種、その他の職種32職種、合計54職種

調査対象職種一覧表

初任給関係以外の調査職種（58職種）	事務・技術職種（16職種）	支店長 事務部長 事務部次長 事務課長	事務課長代理 事務係長 事務主任 事務係員	新卒事務員(大学卒) 新卒事務員(短大卒) 新卒事務員(高校卒)	
		工場長 技術部長 技術部次長 技術課長	技術課長代理 技術係長 技術主任 技術係員		
		その他職種（42職種）	研究所長 研究部(課)長 研究室(係)長 主任研究員 研究員 研究補助員		
			病院長 副院長 医科長 医師 歯科医師 薬局長 薬剤師 診療放射線技師 臨床検査技師 栄養士 理学療法士 作業療法士 総看護師長 看護師長 看護師 準看護師		
初任給関係職種（18職種）	その他職種（12職種）		新卒船員(海上技術学校卒) 新卒大学助教(大学卒) 新卒研究員(大学卒) 新卒研究補助員(短大卒) 新卒研究補助員(高校卒) 新卒高等学校教諭(大学卒)	新卒船員(海上技術学校卒) 新卒大学助教(大学卒) 新卒研究員(大学卒) 新卒研究補助員(短大卒) 新卒研究補助員(高校卒) 新卒高等学校教諭(大学卒)	
			準新卒医師 準新卒薬剤師 準新卒診療放射線技師		
			新卒栄養士 準新卒看護師 準新卒准看護師		
			新卒看護師		
			新卒准看護師		

(注) 本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み、医療関係22職種（本表中網掛けされた部分）については、調査対象外とした。

4 調査対象の抽出

(1) 標本事業所の抽出

上記3の(1)に記載した事業所を組織（本店・支店の別）、企業規模、産業により10層に層化し、これらの層から103事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第9表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

調査事業所において初任給関係職種以外の調査職種に該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

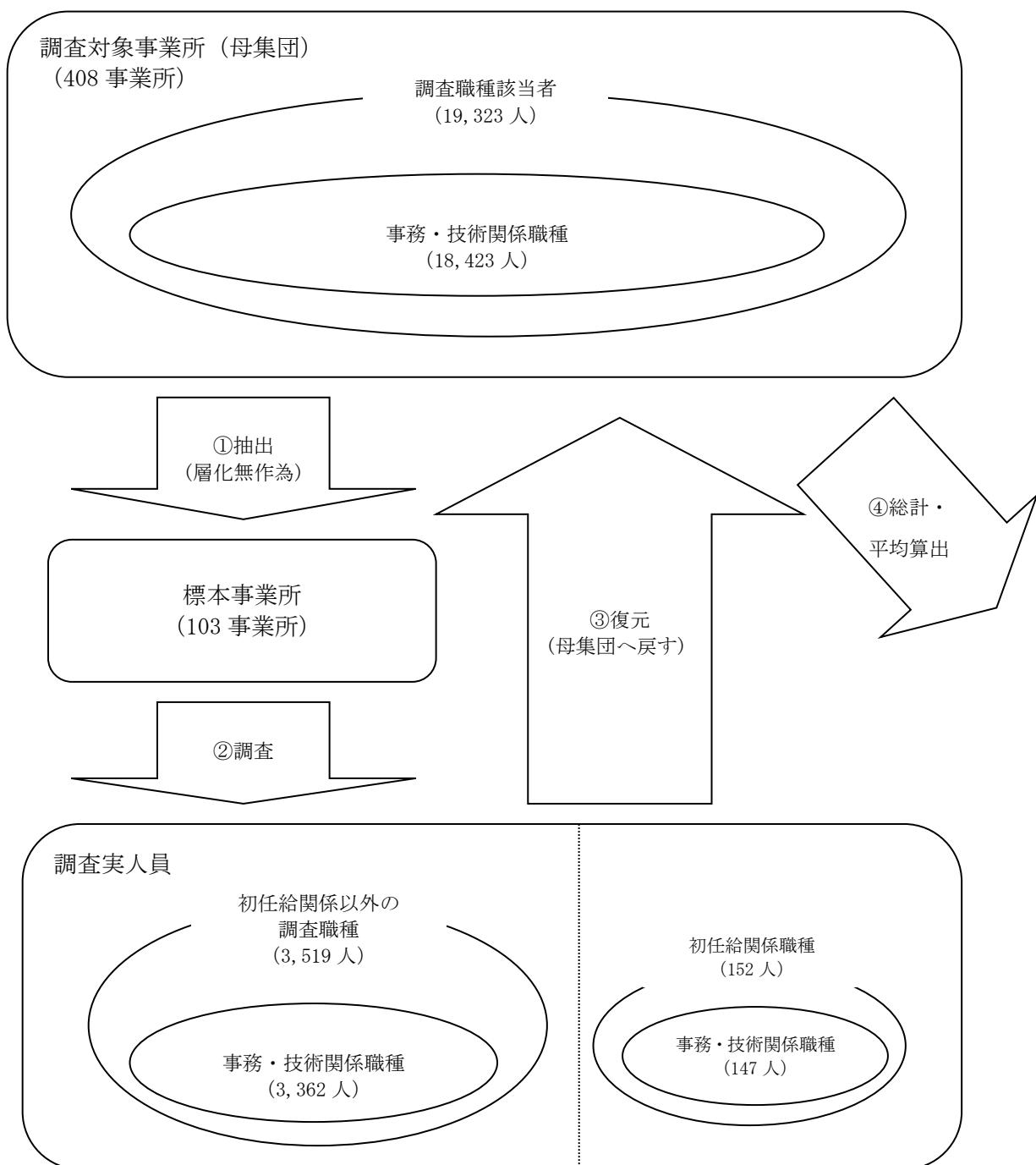
(3) 調査実人員

初任給関係職種152人（事務・技術関係職種の調査実人員147人）、初任給関係職種以外の調査職種3,519人（事務・技術関係職種の調査実人員3,362人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、19,323人であり、このうち事務・技術関係職種は、18,423人である。）

5 集計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

< 標本の抽出から集計までの流れ >



- ① 調査対象事業所（母集団）から標本事業所を抽出する。
- ② 標本事業所に対して、職種別民間給与実態調査を実施する。
- ③ 調査結果を基に、調査対象事業所（母集団）において推定された調査職種該当人数に対する値に復元する。
- ④ 復元した値を基に、総計及び平均を算出する。

第9表 産業別、企業規模別調査事業所数

企業規模 産業	規 模 計	3,000人	1,000人	500人	100人	50人
		以 上	2,999人	999人	499人	99人
産業計	88	24	9	14	31	10
鉱業、採石業、砂利採取業、建設業	7	2	1	1	3	0
製造業	14	2	1	3	3	5
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業	14	1	2	1	9	1
卸売業、小売業	17	7	2	1	6	1
金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業	12	5	2	4	1	0
教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業	24	7	1	4	9	3

(注) 1 上記調査事業所のほか、調査不能の事業所が15事業所あった。

2 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、複合サービス業及びサービス業（他に分類されないもの）（宗教及び外国公務に分類されるものを除く）である。

第10表 企業規模別、職種別、学歴別給与月額等

その1 公民給与比較の対象職種

1 規 模 計

職種名	調査実人員	平年	均齢	令和2年4月分平均支給額			備考	対応級
				き 支 給 (A)	ま つ て る (A)	(A) - (B)		
事務・技術関係職種	支店長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)	本表2規模500人以上、本表3規模100人以上500人未満及び本表4規模100人未満の対応級欄参照
	大学卒	14	53.1	879,417	659	878,758		
	短大卒	13	52.9	885,906	0	885,906		
	高校卒	*	*	*	*	*		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	工場長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)	同上
	大学卒	-	-	-	-	-		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	-	-	-	-	-		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	事務部長	109	53.4	688,114	4,165	683,949	2課以上又は構成員20人以上の部の長職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	同上
	大学卒	70	53.3	735,395	1,432	733,963		
	短大卒	13	53.6	604,364	0	604,364		
	高校卒	26	53.4	605,316	13,189	592,127		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術部長	61	51.5	676,760	756	676,004	同上	同上
	大学卒	48	51.4	695,354	716	694,638		
	短大卒	3	50.4	609,622	410	609,212		
	高校卒	10	52.1	593,508	1,107	592,401		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	事務部次長	93	51.9	629,627	8,937	620,690	上記部長に事故等のあるときの職務代行者職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職中間職(部長一課長間)	同上
	大学卒	69	52.6	650,498	10,873	639,625		
	短大卒	7	50.4	570,814	4,202	566,612		
	高校卒	17	50.1	576,586	3,766	572,820		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術部次長	57	51.5	623,835	1,508	622,327	同上	同上
	大学卒	53	51.4	625,228	519	624,709		
	短大卒	3	51.3	590,995	1,313	589,682		
	高校卒	*	*	*	*	*		
	中学卒	-	-	-	-	-		

(注) 1 「*」は、調査実人員が1人の場合である。(以下本表において同じ。)

2 時間外手当には、超過勤務手当、夜勤手当、休日手当、宿日直手当、裁量手当、特殊作業手当(実績に応じて支給されるものに限る。)等が含まれる。(以下本表において同じ。)

3 「中間職(部長一課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。(以下本表において同じ。)

職種名		調査員	平年	均齢	令和2年4月分平均支給額		(A) - (B)	備考	対応級
					き 支 給 と て き ま つ す る (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)			
事務・技術関係職種	事務課長	人	歳	円	円	円	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる 課の長及び課長級専門職	本表2規模500人以上、本表3規模100人以上500人未満及び本表4規模100人未満の対応級欄参照	
	大学卒	238	49.6	610,171	3,966	606,205			
	短大卒	151	49.0	647,221	5,321	641,900			
	高校卒	30	49.4	507,241	773	506,468			
	中学卒	57	51.3	572,846	2,323	570,523			
	技術課長	101	47.5	569,187	6,381	562,806	同上	同上	
	大学卒	79	47.2	581,648	6,789	574,859			
	短大卒	9	47.4	496,838	5,464	491,374			
	高校卒	13	50.0	522,748	3,824	518,924			
	中学卒	-	-	-	-	-			
事務課長代理	事務課長代理	212	47.2	538,095	22,575	515,520	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）	同上	
	大学卒	145	46.8	553,063	18,752	534,311			
	短大卒	23	47.6	456,772	32,285	424,487			
	高校卒	43	49.0	518,422	34,148	484,274			
	中学卒	*	*	*	*	*			
技術課長代理	技術課長代理	141	42.0	512,395	51,152	461,243	同上	同上	
	大学卒	107	40.3	520,903	54,796	466,107			
	短大卒	12	49.8	513,211	52,979	460,232			
	高校卒	22	49.1	454,374	25,423	428,951			
	中学卒	-	-	-	-	-			
事務係長	事務係長	230	43.4	534,341	96,707	437,634	係の長及び係長級専門職	同上	
	大学卒	104	42.0	541,180	88,350	452,830			
	短大卒	45	42.2	507,044	92,725	414,319			
	高校卒	80	45.4	542,183	107,201	434,982			
	中学卒	*	*	*	*	*			
技術係長	技術係長	126	42.9	480,725	74,686	406,039	同上	同上	
	大学卒	67	39.8	477,672	66,751	410,921			
	短大卒	24	45.1	496,405	100,587	395,818			
	高校卒	35	48.0	474,949	71,550	403,399			
	中学卒	-	-	-	-	-			

(注) 「中間職（課長－係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう。（以下本表において同じ。）

職種名		調査実人員	平年	均齢	令和2年4月分平均支給額			備考	対応級
					きまつて 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)		
事務・技術	事務主任	人	歳	円	円	円	円	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長一係員間）	本表2 規模500人以上、本表3 規模100人以上500人未満及び本表4 規模100人未満の対応級欄参照
	大学卒	234	44.4	485,906	61,647	424,259			
	短大卒	132	44.6	497,911	59,587	438,324			
	高校卒	34	41.7	435,925	52,331	383,594			
	中学卒	67	45.3	484,807	70,724	414,083			
関係職種	技術主任	人	歳	円	円	円	円	同上	同上
	大学卒	139	43.1	440,699	73,080	367,619			
	短大卒	80	42.7	471,945	85,542	386,403			
	高校卒	11	42.8	443,458	76,564	366,894			
	中学卒	48	43.7	387,632	51,398	336,234			
	事務係員	991	34.3	335,088	38,871	296,217		同上	同上
	大学卒	701	32.4	338,503	40,052	298,451			
	短大卒	132	38.5	317,248	35,136	282,112			
	高校卒	155	40.1	333,526	36,352	297,174			
	中学卒	3	43.4	287,285	17,687	269,598			
	技術係員	616	33.7	348,821	54,162	294,659		同上	同上
	大学卒	470	31.9	352,430	57,895	294,535			
	短大卒	47	41.8	370,671	48,473	322,198			
	高校卒	99	39.1	324,901	38,945	285,956			
	中学卒	-	-	-	-	-			

(注) 「中間職（係長一係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。（以下本表において同じ。）

2 規模 500 人以上 (企業規模 500 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所)

職種名	調査実人員	平年均齢	令和2年4月分平均支給額			(A) - (B)	備考	対応級
			きまつて 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)			
事務・技術 関係職種	支店長	人 歳	円	円	円			
	大学卒	14 53.1	879,417	659	878,758	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)	行政職8級	
	短大卒	13 52.9	885,906	0	885,906			
	高校卒	* *	*	*	*			
	中学卒	- -	-	-	-			
	工場長	- -	-	-	-	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)	同上	
	大学卒	- -	-	-	-			
	短大卒	- -	-	-	-			
	高校卒	- -	-	-	-			
	中学卒	- -	-	-	-			
	事務部長	64 53.8	744,553	663	743,890	2課以上又は構成員20人以上の部の長職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	行政職7級 (行政職8級の一部)	
	大学卒	50 53.7	763,570	862	762,708			
	短大卒	6 53.7	632,933	0	632,933			
	高校卒	8 55.0	717,660	0	717,660			
	中学卒	- -	-	-	-			
	技術部長	36 51.5	718,520	708	717,812	同上	同上	
	大学卒	31 51.5	724,001	820	723,181			
	短大卒	* *	*	*	*			
	高校卒	4 52.2	714,978	0	714,978			
	中学卒	- -	-	-	-			
	事務部次長	87 51.9	631,253	8,600	622,653	上記部長に事故等のあるときの職務代行者職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職中間職(部長一課長間)	行政職7級	
	大学卒	66 52.3	648,167	11,452	636,715			
	短大卒	5 53.0	601,017	0	601,017			
	高校卒	16 50.2	578,292	565	577,727			
	中学卒	- -	-	-	-			
	技術部次長	57 51.5	623,835	1,508	622,327	同上	同上	
	大学卒	53 51.4	625,228	519	624,709			
	短大卒	3 51.3	590,995	1,313	589,682			
	高校卒	* *	*	*	*			
	中学卒	- -	-	-	-			

職種名		調査実人員	平年均齢	令和2年4月分平均支給額			備考	対応級
				きまつて 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)		
事務・技術 関係職種	事務課長	人	歳	円	円	円	2係以上又は構成員10人以上の課の長職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職6級
	大学卒	192	49.8	630,834	3,342	627,492		
	短大卒	130	49.1	660,066	4,313	655,753		
	高校卒	21	50.3	537,248	287	536,961		
	中学卒	41	51.7	596,715	2,185	594,530		
	技術課長	58	47.1	570,662	5,753	564,909	同上	同上
	大学卒	47	46.7	574,943	6,557	568,386		
	短大卒	4	47.7	543,282	3,597	539,685		
	高校卒	7	50.0	550,109	88	550,021		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	事務課長代理	179	47.2	552,925	22,732	530,193	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)	行政職5級
	大学卒	132	46.9	562,348	17,645	544,703		
	短大卒	14	48.3	484,280	40,550	443,730		
	高校卒	32	48.5	537,157	42,433	494,724		
	中学卒	*	*	*	*	*		
	技術課長代理	103	42.1	519,877	65,185	454,692	同上	同上
	大学卒	80	40.3	529,198	69,984	459,214		
	短大卒	10	49.3	470,012	41,439	428,573		
	高校卒	13	51.8	481,184	43,628	437,556		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	事務係長	191	43.5	547,190	101,132	446,058	係の長及び係長級専門職	行政職4級
	大学卒	88	41.8	549,912	91,736	458,176		
	短大卒	37	42.7	526,894	97,997	428,897		
	高校卒	66	45.6	555,100	112,193	442,907		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術係長	78	40.1	473,988	75,474	398,514	同上	同上
	大学卒	52	37.6	476,363	67,632	408,731		
	短大卒	14	42.5	486,425	103,437	382,988		
	高校卒	12	48.3	448,614	77,843	370,771		
	中学卒	-	-	-	-	-		

職種名		調査実人員	平年	均齢	令和2年4月分平均支給額			備考	対応級
					きまつて 支給する 給与(A)	(A) - (B) うち時間外 手当(B)	(A) - (B)		
事務・技術 関係職種	事務主任	人	歳	円	円	円	円	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	行政職3級 (一部は4級)
	大学卒	195	44.5	494,788	63,118	431,670			
	短大卒	122	44.8	502,168	59,307	442,861			
	高校卒	26	41.6	452,293	56,176	396,117			
	中学卒	47	45.2	496,602	76,132	420,470			
	技術主任	86	42.2	406,491	54,235	352,256	同上	同上	
	大学卒	52	42.3	445,010	66,429	378,581			
	短大卒	6	42.1	410,355	42,421	367,934			
	高校卒	28	42.1	341,779	36,440	305,339			
	中学卒	-	-	-	-	-			
事務係員	事務係員	669	34.6	343,906	40,365	303,541		行政職 1級、2級	
	大学卒	516	32.6	341,660	39,305	302,355			
	短大卒	68	40.8	340,657	44,210	296,447			
	高校卒	83	43.3	363,779	44,878	318,901			
	中学卒	2	43.0	274,557	23,484	251,073			
技術係員	技術係員	401	32.6	335,848	50,075	285,773		同上	
	大学卒	318	30.6	340,507	54,808	285,699			
	短大卒	28	41.6	378,406	53,872	324,534			
	高校卒	55	39.2	301,310	26,852	274,458			
	中学卒	-	-	-	-	-			

3 規模 100 人以上 500 人未満（企業規模 100 人以上 500 人未満で、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所）

職種名	調査実人員	平年	均齢	令和2年4月分平均支給額			備考	対応級
				きまつて 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)		
事務・技術 関係職種	支店長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店（社）の長（取締役兼任者を除く。）	行政職7級
	大学卒	-	-	-	-	-		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	-	-	-	-	-		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	工場長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長（取締役兼任者を除く。）	同上
	大学卒	-	-	-	-	-		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	-	-	-	-	-		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	事務部長	44	52.7	615,311	8,978	606,333	2課以上又は構成員20人以上の部の長職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職（取締役兼任者を除く。）	同上
	大学卒	19	52.4	680,261	2,819	677,442		
	短大卒	7	53.6	577,360	0	577,360		
	高校卒	18	52.7	556,601	18,908	537,693		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術部長	25	51.4	619,603	821	618,782	同上	同上
	大学卒	17	51.3	649,217	550	648,667		
	短大卒	2	50.8	635,610	577	635,033		
	高校卒	6	52.0	492,090	2,031	490,059		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	事務部次長	6	52.0	609,007	13,204	595,803	上記部長に事故等のあるときの職務代行者職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職中間職（部長一課長間）	行政職6級
	大学卒	3	57.8	694,278	0	694,278		
	短大卒	2	44.9	506,251	13,186	493,065		
	高校卒	*	*	*	*	*		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術部次長	-	-	-	-	-	同上	同上
	大学卒	-	-	-	-	-		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	-	-	-	-	-		
	中学卒	-	-	-	-	-		

職種名		調査実人員	平年均齢	令和2年4月分平均支給額			(A) - (B)	備考	対応級	
				きまつて 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)				
事務・技術 関係職種	事務課長	人	歳	円	円	円	2係以上又は構成員10人以上の課の長職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職5級		
	大学卒	44	48.6	500,086	7,773	492,313				
	短大卒	20	48.8	550,320	13,955	536,365				
	高校卒	8	46.3	415,704	2,566	413,138				
	中学卒	16	49.7	481,582	2,853	478,729				
	技術課長	43	48.2	566,735	7,426	559,309	同上	同上		
	大学卒	32	48.0	593,654	7,205	586,449				
	短大卒	5	47.2	451,655	7,280	444,375				
	高校卒	6	50.1	484,475	9,051	475,424				
	中学卒	-	-	-	-	-				
事務課長代理	事務課長代理	33	47.1	438,620	21,526	417,094	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)	行政職4級		
	大学卒	13	45.0	435,570	32,761	402,809				
	短大卒	9	46.3	410,544	18,397	392,147				
	高校卒	11	50.3	463,398	9,814	453,584				
	中学卒	-	-	-	-	-				
技術課長代理	技術課長代理	38	41.7	492,649	14,115	478,534	同上	同上		
	大学卒	27	40.1	497,435	11,824	485,611				
	短大卒	2	52.2	714,925	106,867	608,058				
	高校卒	9	45.6	418,168	838	417,330				
	中学卒	-	-	-	-	-				
事務係長	事務係長	31	42.3	433,779	61,746	372,033	係の長及び係長級専門職	行政職3級		
	大学卒	13	43.2	483,937	61,791	422,146				
	短大卒	8	38.5	353,848	52,040	301,808				
	高校卒	9	45.2	434,144	66,846	367,298				
	中学卒	*	*	*	*	*				
技術係長	技術係長	34	48.1	496,924	65,833	431,091	同上	同上		
	大学卒	10	49.1	491,171	56,413	434,758				
	短大卒	3	46.2	513,617	65,816	447,801				
	高校卒	21	47.9	497,370	70,368	427,002				
	中学卒	-	-	-	-	-				

職種名		調査実人員	平年	均齢	令和2年4月分平均支給額			備考	対応級
					きまつて 支給する 給与(A)	(A) - (B) うち時間外 手当(B)	(A) - (B)		
事務・技術 関係職種	事務主任	人	歳	円	円	円	円	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	行政職 1級、2級
	大学卒	38	43.9	407,112	48,402	358,710			
	短大卒	10	41.2	410,130	65,355	344,775			
	高校卒	8	42.4	346,384	31,297	315,087			
	中学卒	19	46.0	436,534	46,307	390,227			
	技術主任	53	44.7	505,011	108,511	396,500	同上	同上	
	大学卒	28	43.5	522,414	121,356	401,058			
	短大卒	5	43.8	498,953	133,804	365,149			
	高校卒	20	46.9	476,567	80,409	396,158			
	中学卒	-	-	-	-	-			
事務係員	事務係員	250	33.1	328,059	43,912	284,147		行政職 1級、2級	
	大学卒	164	31.7	336,966	49,958	287,008			
	短大卒	46	36.3	304,151	26,824	277,327			
	高校卒	39	34.9	316,464	38,059	278,405			
	中学卒	*	*	*	*	*			
技術係員	技術係員	171	35.7	379,188	62,752	316,436		同上	
	大学卒	132	34.5	380,718	65,631	315,087			
	短大卒	11	42.0	356,122	30,711	325,411			
	高校卒	28	41.3	377,600	55,809	321,791			
	中学卒	-	-	-	-	-			

4 規模 100 人未満（企業規模 50 人以上 100 人未満で、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所）

事務・技術 関係職種	職種名	調査実人員	平年均齢	令和2年4月分平均支給額			備考	対応級
				きまつて 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)		
事務・技術 関係職種	支店長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店（社）の長（取締役兼任者を除く。）	行政職6級
	大学卒	-	-	-	-	-		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	-	-	-	-	-		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	工場長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長（取締役兼任者を除く。）	同上
	大学卒	-	-	-	-	-		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	-	-	-	-	-		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	事務部長	*	*	*	*	*	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同上
	大学卒	*	*	*	*	*		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	-	-	-	-	-		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術部長	-	-	-	-	-	同上	同上
	大学卒	-	-	-	-	-		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	-	-	-	-	-		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	事務部次長	-	-	-	-	-	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長一課長間）	同上
	大学卒	-	-	-	-	-		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	-	-	-	-	-		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術部次長	-	-	-	-	-	同上	同上
	大学卒	-	-	-	-	-		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	-	-	-	-	-		
	中学卒	-	-	-	-	-		

職種名		調査実人員	平年均齢	令和2年4月分平均支給額			(A) - (B)	備考	対応級
				き 支 給 と て つ ま さ く る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)				
事務・技術 関係職種	事務課長	人	歳	円	円	円			
	大学卒	2	48.0	482,451	0	482,451		2係以上又は構成員10人以上の課の長職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職5級
	短大卒	*	*	*	*	*			
	高校卒	*	*	*	*	*			
	中学卒	-	-	-	-	-			
	技術課長	-	-	-	-	-		同上	同上
	大学卒	-	-	-	-	-			
	短大卒	-	-	-	-	-			
	高校卒	-	-	-	-	-			
	中学卒	-	-	-	-	-			
事務・技術 関係職種	事務課長代理	-	-	-	-	-	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)	行政職4級	
	大学卒	-	-	-	-	-			
	短大卒	-	-	-	-	-			
	高校卒	-	-	-	-	-			
	中学卒	-	-	-	-	-			
	技術課長代理	-	-	-	-	-		同上	同上
	大学卒	-	-	-	-	-			
	短大卒	-	-	-	-	-			
	高校卒	-	-	-	-	-			
	中学卒	-	-	-	-	-			
事務・技術 関係職種	事務係長	8	43.0	453,416	69,751	383,665	係の長及び係長級専門職	行政職3級	
	大学卒	3	44.5	455,611	68,367	387,244			
	短大卒	-	-	-	-	-			
	高校卒	5	42.1	452,099	70,581	381,518			
	中学卒	-	-	-	-	-			
	技術係長	14	48.4	487,810	85,315	402,495		同上	同上
	大学卒	5	47.1	471,576	72,568	399,008			
	短大卒	7	49.5	509,180	105,382	403,798			
	高校卒	2	47.5	453,596	46,949	406,647			
	中学卒	-	-	-	-	-			

職種名		調査実人員	平年	均齢	令和2年4月分平均支給額			備考	対応級
					きまつて 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)		
事務・技術	事務主任	人	歳	円	円	円	*	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	行政職 1級、2級
	大学卒	*	*	*	*	*	*		
	短大卒	-	-	-	-	-	-		
	高校卒	*	*	*	*	*	*		
	中学卒	-	-	-	-	-	-		
	技術主任	-	-	-	-	-	-	同上	同上
	大学卒	-	-	-	-	-	-		
	短大卒	-	-	-	-	-	-		
関係職種	事務係員	72	33.8	262,463	10,822	251,641		行政職 1級、2級	行政職 1級、2級
	大学卒	21	31.1	266,253	6,162	260,091			
	短大卒	18	33.0	246,319	13,740	232,579			
	高校卒	33	36.3	268,461	12,580	255,881			
	技術係員	44	34.9	333,271	54,364	278,907		同上	同上
	大学卒	20	31.8	309,211	42,626	266,585			
	短大卒	8	42.5	366,160	55,059	311,101			
	高校卒	16	34.7	344,827	67,559	277,268			
	中学卒	-	-	-	-	-			

その2 公民給与比較の対象外職種

規 模 計

職種名		調査員	平年	均齢	令和2年4月分平均支給額		備考
					きまつて支給する給与(A)	(A)-(B)	
技能・ 労務 関係職種	電話交換手	人	歳	円	円	円	見習、外国語の電話交換手を除く。
	自家用乗用自動車運転手	2	48.0	501,197	222,635	278,562	業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
	守衛	-	-	-	-	-	
	用務員	-	-	-	-	-	
教育 関係職種	大学学長	-	-	-	-	-	
	大学副学長	-	-	-	-	-	
	大学学部長	-	-	-	-	-	
	大学教授	39	60.3	687,417	0	687,417	
	大学准教授	29	49.7	555,975	0	555,975	
	大学講師	17	45.4	502,199	0	502,199	
	大学助教	-	-	-	-	-	
	高等学校校長	-	-	-	-	-	
	高等学校教頭	*	*	*	*	*	
研究 関係職種	高等学校教諭	21	39.2	529,111	107,906	421,205	
	研究所長	*	*	*	*	*	構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。）
	研究部（課）長	6	52.5	701,724	4,246	697,478	2室（係）以上又は構成員7人以上の部（課）の長
	研究室（係）長	-	-	-	-	-	構成員3人以上の室（係）の長
	主任研究員	22	49.4	584,268	33,430	550,838	下記研究員より上位の者（研究所長の職名を有する者、上記研究部（課）長及び研究室（係）長を除く。）
	研究員	19	33.8	396,549	48,169	348,380	
	研究補助員	-	-	-	-	-	

3 労 働 經 濟 關 係 資 料

第11表 労働経済指標

項目 年月	① きまつて支給する給与 (調査産業計)				② 所定内給与 (調査産業計)			
	全 国		千葉県		全 国		千葉県	
	(千円)	前年同月比(%)	(千円)	前年同月比(%)	(千円)	前年同月比(%)	(千円)	前年同月比(%)
平成31年4月	299.5	0.3	280.1	2.7	273.4	0.3	254.8	3.3
令和元年5月	294.8	0.1	274.2	2.3	269.4	△0.1	249.9	3.0
6月	297.6	0.3	276.4	2.2	272.4	0.3	252.5	2.9
7月	296.4	0.0	276.2	2.3	271.6	0.1	251.9	2.7
8月	295.9	0.1	274.6	1.7	271.3	0.2	250.5	1.9
9月	296.0	0.1	274.8	3.0	271.8	0.2	250.8	3.1
10月	298.4	0.1	274.0	1.3	273.0	0.2	248.1	0.8
11月	297.7	△0.4	277.2	2.2	271.9	△0.1	252.0	2.4
12月	297.1	△0.2	274.8	2.0	271.8	0.2	250.2	2.4
令和2年1月	293.1	0.4	275.5	0.0	269.1	0.7	253.8	1.3
2月	293.7	0.3	276.7	1.5	269.2	0.6	253.6	2.2
3月	294.3	△0.4	270.5	△1.2	269.9	0.1	248.6	△0.4
4月	295.8	△1.2	275.4	△1.7	273.0	△0.1	252.9	△0.8
資料出所	厚生労働省、千葉県							

(注) 1 用語の定義は、資料出所によるが、主なものは次のとおりである。

きまつて支給する給与 … 労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給され
 ・所定内給与 ……………… きまつて支給する給与のうち次の所定外給与以外のもの。
 ・所定外給与 ……………… 所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や、休日労働、深夜労働に対して支給さ
 総実労働時間数 …………… 次の所定内労働時間数と所定外労働時間数の合計。
 ・所定内労働時間数 …… 労働協約、就業規則等で定められた正規の始業時刻と終業時刻の間の実労働時間数のことであ
 ・所定外労働時間数 …… 早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の実労働時間数のことである。

消費支出 … いわゆる生活費のことであり、日常の生活を営むに当たり必要な商品やサービスを購入して実際に支払った
 2 金額については、十の位を四捨五入し、千円単位で表示している。

3 ①、⑥、⑦の「前年同月比」は、平成27年基準の指数（平成27年の平均を100とした指数）による比較である。

4 ②の「前年同月比」のうち、全国の数値は平成27年基準の指数による比較であり、千葉県の数値は実数による比較である。

5 ⑤の「前年同月比」は、実数値による比較である。

6 ①、②、③、④は事業所規模30人以上の数値である。

(3) 総実労働時間数 (調査産業計)		(4) 所定外労働時間数 (調査産業計)		(5) 消費支出 (二人以上の世帯)				(6) 消費者物価指数 (総合)		(7) 国内企業 物価指数
全 国	千葉県	全 国	千葉県	全 国		千葉市		全 国	千葉市	
(時 間)	(時 間)	(時 間)	(時 間)	(千 円)	前年同月 比 (%)	(千 円)	前年同月 比 (%)	前年同月 比 (%)	前年同月 比 (%)	前年同月 比 (%)
148.7	141.9	13.1	11.8	301.1	2.3	311.2	△2.1	0.9	0.9	1.3
141.4	137.4	12.4	11.7	300.9	7.0	288.3	△0.4	0.7	0.7	0.7
147.4	140.8	12.3	11.3	276.9	3.5	270.5	△6.1	0.7	0.9	△0.2
150.1	142.7	12.3	11.6	288.0	1.6	273.8	△19.1	0.5	0.8	△0.7
141.6	136.6	11.6	10.9	296.3	1.3	310.8	1.6	0.3	0.5	△0.9
142.5	135.2	12.2	11.5	300.6	10.8	366.9	26.1	0.2	0.6	△1.1
146.5	139.7	12.6	12.2	279.7	△3.7	261.7	△22.6	0.2	0.3	△0.4
147.5	140.3	12.6	11.9	278.8	△0.8	361.7	4.1	0.5	0.6	0.1
145.0	139.0	12.3	11.7	321.4	△2.4	310.4	△9.0	0.8	0.7	0.9
137.7	134.4	11.8	10.6	287.2	△3.1	322.2	11.4	0.7	0.7	1.5
139.8	134.5	12.1	10.8	271.7	0.2	271.8	△17.0	0.4	0.2	0.7
142.1	134.0	11.9	10.5	292.2	△5.5	362.8	17.5	0.4	0.0	△0.5
143.9	136.4	10.6	9.5	267.9	△11.0	290.8	△6.5	0.1	0.0	△2.5
厚生労働省、千葉県				総務省					日本銀行	

れる給与でいわゆる基本給、家族手当、超過労働手当を含む。

れる給与。時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等である。

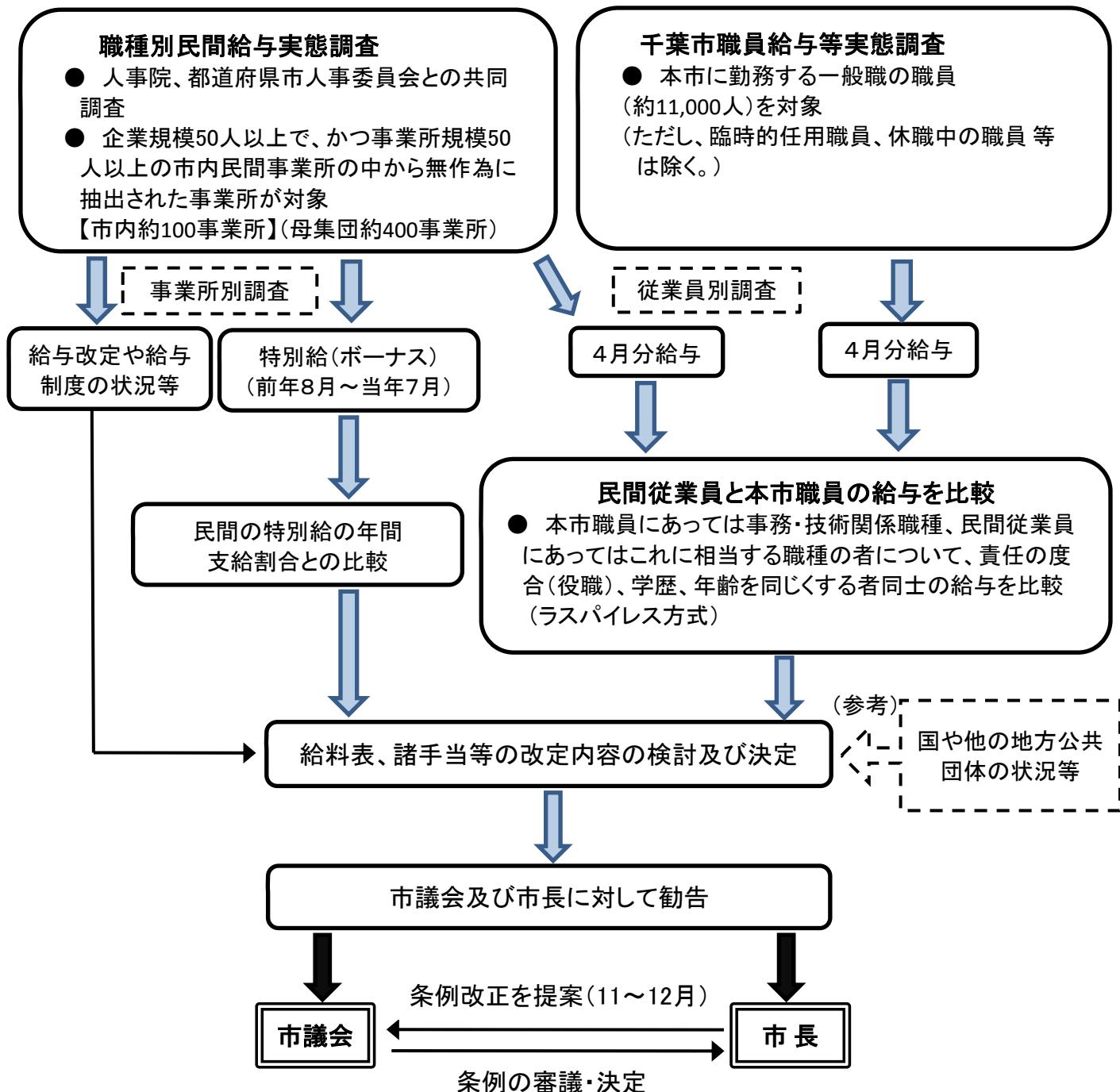
る。

金額である。

給与勧告の流れ

千葉市人事委員会では、本市職員と市内民間事業所の従業員の4月分の給与額を調査した上で、これらの精密な比較を行い、本市職員の給与水準を市内民間事業所の従業員の給与水準と均衡させること(民間準拠)を基本に勧告を行っています。

また、特別給についても、市内民間事業所の特別給(ボーナス)の過去1年間の支給実績を精確に把握し、民間の年間支給割合に本市職員の特別給(期末手当・勤勉手当)の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。



職員給与と民間給与の比較方法(ラスパイレス方式)

職員給与と民間給与の比較においては、個々の本市職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(a)が、現行の支給総額(b)に比べてどの程度の差があるかを算出しています。

具体的には、以下のとおり、責任の度合(役職段階)、学歴、年齢階層を同じくする者をグループ化してそれぞれ平均給与額を算出し、その結果を本市職員の人員構成で加重平均することによって全体としての公民の給与較差を算出しています。

